

# 官報號外

明治三十九年三月七日 水曜日

印 刷 局

## ○第二十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十二號

明治三十九年三月七日

水曜日

印 刷 局

明治三十九年三月六日(火曜日)午後一時八分開議

議事日程

第十一號 明治三十九年三月六日

午後一時開議

第一 (第一號)明治三十九年度歲入歲出總豫算追加案

第二 產業組合法中改正法律案(政府提出)族院送付 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法案(政府提出)

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 癱兵院法案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 軍人恩給法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第九 關稅定率法改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十一 醬油稅則中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十三 鐵道國有法案(政府提出) 第一讀會(午後三時)

第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十五 京釜鐵道買收法案(政府提出) 第一讀會(午後三時後)

第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十七 郡制廢止法律案(政府提出) 第一讀會(午後三時後)

第十八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十九 郡制廢止法律案尾見瀬五郎 第一讀會

第二十 新聞紙條例中改正法律案荒川五郎外 第一讀會

第二十一 瘟病豫防法中改正法律案吉植 第一讀會

第二十二 裁判所構成法中改正法律案加賀福逸外 提出者 玄 賛成者 根本正 外三十九名

第二十三 辯護士法中改正法律案四名提出 第一讀會

第二十四 治水ニ關スル建議案佐々木正藏外 (委員長報告) 第一讀會

第二十五 利根川高水工事急施ニ關スル建議案吉植 (委員長報告) 第一讀會

名提出)

- 第二十六 高等染織專門學校增設ニ關スル建議案長崎登外  
第二十七 取引所賠償責任準備積立金ニ關スル建議案六名提出
- 第二十八 日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案早速整備外  
第二十九 日清銀行設立ニ關スル建議案根津嘉一郎  
外二名提出

○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス  
一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

鐵道國有法案

京釜鐵道買收法案

郡制廢止法律案

市制改正法律案

町村制改正法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ關スル法律案

提出者 高橋 安爾 宮古 啓三郎 立川 雲平

一荻野芳藏君ヨリ福井市ニ於ケル生絲羽二重商同盟廢業ニ關シ楠目玄君ヨリ東

京市街鐵道株式會社外二會社乗車券值上ニ關シ質問主意書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

福井市ニ於ケル生絲羽二重商ノ同盟廢業ニ關スル質問

右成規ニ據リ提出候也

明治三十九年三月五日

提出者 荻野 芳藏

贊成者 奥野 市次郎

外三十四名

福井市ニ於ケル生絲羽二重商ノ同盟廢業ニ關スル質問主意書

一政府ハ福井縣福井市ニ於テ稅務署官吏トノ衝突ニ依リ生絲羽二重商ノ同盟廢

業ニ對シ如何ナル方策ヲ取ラントスル乎

右質問ス政府ハ至急答辯アランコトヲ望ム

東京市街鐵道株式會社外二會社乗車券值上ノ件ニ付質問

右成規ニ據リ提出候也

明治三十九年三月六日

提出者 楠 目 玄

贊成者 根本 正

外三十九名

東京市街鐵道株式會社外二會社乘車券值上ノ件ニ付質問趣意書

一二引上ケント然ルニ該會社ノ敷設セル電氣鐵道ナルモノハ東京市民ノ交通機關

ニシテ又延テ日本全國民ノ利害ノ係ル處然ルニ同會社等ハ之ト相競争スルモノナキ

ヲ奇貨トシ猥ニ之カ乗車賃錢ニ引上ケラナサントスルハ公共ノ利害ヲ顧ミシテ敢テ

自己ノ利益ヲ壊斷セントスルモノナリ當初政府カ之ヲ許可セシ趣旨ニ反スルモノニア  
ラサルカ政府ハ之ニ對シ如何ナル處置ヲナサンツルカ速ニ答辯ヲ望ム

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一委員長及理事左ニ適當選セラレタリ

議員法中改正法律案

委員長 藤 金 作君

一年兵役ニ關スル建議案

委員長 征矢野 半 翔君

萬國博覽會開設ニ關スル建議案

委員長 渡 邊 修君

議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——濱田國松君

理事 濱 口 摺君

理事 森 本 駿君

理事 濱 口 摺君

議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——濱田國松君

理事 濱 口 摳君

議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス——濱田國松君

理事 濱 口 摋君

附スルト云フヤウナ、宛セ小商人ガ物ヲ賣ルト同様ナル方法ニ依リマシテ、成ルベク其神樂料ノ多クヲ收入セントスルトコロノ、手段ヲ執テ居ルノデゴザイマス、是等モ即チ経費ノ不足カラ起ルトコロノ問題デゴザイマシテ、神宮ノ威儀ニ關係スルトコロガ最モ甚シイモノデゴザイマス、經常ノ経費ノ不足ト云フコトニ付イテハ、此ニツノ事實デゴザイマスガ、尙第四ニ神宮ノ防火ノ設備ガ、頗ル不完全ニ相成ヌテ居ルノデゴザイマス、諸君モ御記憶ニナツテ居リマセウガ、數年以前ニ於キマシテ、神宮ノ内宮ニ御炎上ノ變事ガアツタ者及其關係官廳ニ對シテ、請求致シタノデゴザイマスガ、内務省始メ何レモ關係ノ官廳デハ、經費ガ不足デアルト云フコトヲ口實トシテ、防火ノ設備ト云フモノヲ、不完全ニ放任致シテ置キマシタ、ソレガタメニ數年以前ニ於キマシテ、此炎上ト云フヤウナ御變事ガアツタヤウナ次第デゴザイマス、此事ヲ内務當局者ニ迫ルト、矢張經費ガ不足デアルト云フヤウナコトヲ言フノデゴザイマス、ソレテ私ノ考ハ、内務當局者ガ何ガ故ニ經費ノ不足ト云フコトヲ、常ニ口實トシテ經常費ノ増加ヲ計ラヌカ、又臨時費ヲ支出シテリマスルト、伊勢神宮ハ本員ノ申スマテモゴザイマセズ、皇祖ヲ奉齋スル場所デゴザイマスル、從フテ金甌無缺ノ我國體モ、世界ニ卓絶セル我國ノ國粹モ、皆茲ニ淵源ヲスルノデゴザイマスカラ、伊勢神宮ノ奉仕其道ヲ得ルト得ナイトハ、實際我國ノ面目ト、我國民ノ元氣ニ關係スルコト甚ダ大ナルモノガアルノデゴザイマス、ソレ故ニ私ハ今日ノ時期ヲモ憚リマセズ、此質問ヲ提出致シマシタヤウナ次第デゴザイマス、熱誠アル諸君ハ、私ニ對シマシテ暫時ノ間演説ノ時間ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス(「簡単ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ)質問ノ要點ハ第一が伊勢神宮ノ經費ハ五万圓デアルガ、政府ハ此五万圓ノ經費ヲ增加スルノ必要ヲ見ナイカト云フノガ、第一デゴザイマスル、第二ハ明治三十三年勅令第三百七十四號ニ據テ、設立セラレマシタル神部署ガ、伊勢神宮ノ大麻ニ一定ノ價格ヲ附シマシテ、曆本ト共ニ是ヲ私設財團デゴザイマスル、神宮奉齋會ト云フモノヲシテ、頒布セシメツ、アルノデゴザイマスガ、是ハ神宮ノ尊嚴ヲ傷ヒ、延イテ我國體ヲ瀆スニ近イ行爲デアルノデゴザイマス、是ニ依テ政府ノ見ル所ヲ質問致シタノデゴザイマス、第一方カラ申述ベマスルガ、神宮ノ經費ハ年來五万圓ノ金額ヲ以テ、經營サレテ居ルノデゴザイマスルガ、神宮ノ内情ヲ取調致シマスルト、第一ニ此奉仕ノ道ニ於テ、最モ必要デ嚴格ヲ要シマストコロノ神宮ノ祭典ト云フモノガ、經費不足ノタメニ古式ノ如クニ是ヲ實行スルコトガ出來ナイト云フコトニアツテ居ルノデス、第二ニハ神宮ニハ收入金ガアルノデゴザイマスルガ、國庫ガ神宮ノ經費ヲ充ツルコトガ少ナイガタメニ、此多額ノ神宮ノ收入金ト申シマスルモノガ、其性質ニ於テハ當然國庫ノ收入ニ歸セナケレバナラヌノデゴザイマスケレモ、然ル場合ニ參リセズシテ、分配金若クハ慰勞金杯ノ名義ヲ以テ、此神宮職員ノ間ニ分取リラセラル、ト云フ實際ノ狀態デアルノデゴザイマス、是モ亦國庫カラ此神宮ノ經費ヲ支出スル額が少ナイガタメニ、餘儀ナク此神宮ノ巨万ノ收入金ト云フモノガ、正當ノ取扱ヲサレズシテ、曖昧ノ裡ニ此神宮職員ノ間ニ、分配サレルヤウニナルノデアラウト信ズルノデアリマス、ソレカラ第三ニハ此甚ダ申述ブルコトモ憚ルヤウナ次第デゴザイマスガ、神宮ニハ此神域内ニ神樂ヲ奉奏スル場所ガアル、然ルニ神宮ニ於キマシテハ、國庫ヨリ受タルトコロノ經費が不足ナルガタメニ、此神樂料ト云フモノヲ多額ニ收入ヲシテ、經營スル必要ガアルモノト見エマシテ、神樂ノ周旋人ニ收入金ノ幾割ヲ手數料トシテ交

(内務大臣原敬君登壇)

○内務大臣(原敬君) 唯今濱田君ノ御質問ニ答辯致シマス、政府ノ今日マテ考ヘマスルトコロニ依レバ、伊勢神宮ニ關スル國庫ノ支出ヲ、目下増加スルノ必要ヲ認メマセ

又、又此伊勢神宮ノ大麻ハ一定ノ價格ヲ附シテ、全國ニ頒布シテ居ルノハ、大廟ノ尊嚴ヲ瀆シヘ國體ニ害アリハシナイカト云フ御質問テゴザイマスガ、是ハ數年來是ノ如クヤリ來テ居リマシテ、又必シモ大麻ハ一定ノ價格ニ依テ賣買セラレテ居ル如キモノニアリマセス、成程多少ノ初穂ヲ供ヘマスルカラ賣買同様ニ見テ居ルカ知レマセスガ、ソレハ事實上全ク異ナ居ルノアリマス、故ニ政府ニ於テハ之ヲ決シテ不都合ナリト今日考ヘテ居リマセス、是テ質問ノ一點一對シテ答辯ヲ致シタ積リテゴザイマス

(荻野芳藏君登壇)

○荻野芳藏君 本員ハ福井縣福井市ニ於キマシテ、生絲業又羽二重商人ガ、同盟廣業ヲ致シマシタル事柄ニ付キマシテ、政府ニ對シ質問ヲ提出致シタノデゴザイマスア、此質問ニ付キマシテ、簡單ニ其提出ノ理由ヲ敷演致シタイト存ジマス、此事實ハ一昨日、即チ去ル三日ノ日ニ於キマシテ、豫テ諸君ノ御承知テゴザイマスルトコロノ輸出重要品ノ羽二重、其羽二重ノ大部分ヲ生產致シマスルトコロノ福井市ニ於キマシテ三日ノ日ニ此等ノ羽二重ノ原料ヲ供給シマストコロノ生絲商人、又其羽二重販賣ノ取次ヲ致シマス羽二重商、此者等が總テ同盟廣業ヲ致シタト云フ事實アルノデゴザイマス、獨り我内國商人ガ總テ廣業シタト云フダケテハナクシテ、横濱方面ヨリ福井市ニ店ヲ出シテ居リマスルトコロノ羽二重——外國人ノ羽二重商人モ亦此事ニ付イテ利害ノ關係ハナインテアリマスケレドモ、同情ヲ寄セテ是モ亦同盟廣業ノ中ニ加ハルト云フコトニナシテアリマス、ワレテ三日ノ日ハ午前十時頃カラ段々稅務署ニ向テ廣業店ヲ續々持テ參リマシテ、三日ノ午後、又四日ノ日ニナリマシテ、福井市ハ是マテ羽二重販賣ニ付キマシテ、ナカニ<sup>ク</sup>賑テ居リマスル町ガ、マルデ休業致シタモノデアリマスカラシテ、頗る寂シタナリマシテ、皆暖簾看板ヲ外シテ戸ヲ閉メテシマタト云フヤウナ事柄ニ、之がタメニ機業家ハ——機ヲ織リマス機屋ハ例へば原料ノ生絲ヲ仕入レルト云フ場所ガナク、又拵ヘタコロノ製品ヲ以テ往キマスル場所ガ無クナタノアリマス、故ニ此機屋モ、隨<sup>フ</sup>テ此影響ヲ受ケマシテ、自然機ヲ休ムヤナラスト云フニ立至ラントシタノデアリマス、ソレカラ又機屋ニ居リマス一万カラノ職工ガ、機屋ノ休ムト云フ事カラ、此等ノ職工ハ同盟ヲ致シカケマシテ、段々此等ノ中ニモイロ<sup>ク</sup>集リテ致シテ、福井市ノ側ニ足羽山ト云フ山ガアリマス、其方ニ一万人ハカリ集リ<sup>ク</sup>スルト云フヤウナ準備計畫ヲ致シテ居ルト云フコト、是ハ四日ノ事實テゴザイマス、ソレカラ又此影響ハ直チニ輸出ノ商品テゴザイマスルカラ、外國ニ影響ヲ與ヘタノデゴザイマシテ、横濱ノ商館ハソレレ<sup>ル</sup>、取引先ノ或ハ亞米利加ナリ、或ハ獨逸ナリ、又佛蘭西ナリ、ソレカラ英吉利ナリ、或ハ濠洲ナリ印度方面ニ向ヒマシテ、其契約ヲ致シテ居リマス、大體此原因ニ付キマシテモ、先づ遠因モアリマスレバ、近因期ヲ申込ミ、又ハ中止ヲ申込ムト云フヤウナ電報ヲ段々打ッタ者モアルヤウテゴザイマス、ソレカラ又福井市テハ斯ウ云フ騷動テアリマスルカラシテ、商業會議所ニ於テハ夜分ニ會議ヲ開クトカ、市參事會ヲ開クトカ致シマシテ、有志ハ奔走ヲ致シ、又銀行ハノ如キコトカラシテ、不穩ノ舉動ニ依リマシテ、貨出ノ中止ヲスルト云フヤウナコトデ、福井ノ三日ヨリ四日ニ至リマスコトハ——昨日ノコトハ知リセヌガ、三日ヨリ四日ニ至ル實況ハ、是ノ如クマルデ今大ナル雨ガ來ヤウカト云フヤウナ風デ、甚ダ人心が騒然トシタ有様テゴザイマス、是ノ如キ事柄ハ何ノタメニ斯ウ云フコトガ出來タカト申シマスト、其原因ハ斯ウ云フコトアルノゴザイマス、大體此原因ニ付キマシテモ、先づ遠因モアリマスレバ、近因セアリマスガ、少シ前カラ申上ゲルト云フコト、何處ノ地方ニモ往ケ耳ニスルトコロデゴザイマスガ、彼ノ非常特別稅ト云フモノガ出マシテ、戰爭ノ爲ニ過重ナル國民ノ負擔——此負擔ハ是ハ固ヨリ甘シテ戰爭中へ受ケマシテ、又此義務ノ上ニ付キマシテハ、國民ハ喜ンデト云フコトヘアリマセスガ、十分此事ニ付キマシテハイロ<sup>ク</sup>苛酷ナル收稅官吏ノ取

扱等ニモ忍ンテ居ラタノアリマス、然ルニ此事柄ハ段々ト收稅官吏ノ方テモ增長致シマシテ、近頃<sup>テ</sup>ハ甚ダ不穩ナ事柄ヲ往々致シヤウナ事實ガアルノアリマス、例ヘバ此商店ノ検査ヲスルト云フコトニ付キマシテハ、日曜明ケノ即チ月曜日ナドノ最モ取引ノ頻繁ナルトキ、又ハ節季ノ日、若クハ其節季ノ翌日ト云フヤウナ、商人ノ甚ダ苦シキ煩惱ナルトキヲ見込ンデ、殊更ニ往クト云フヤウナコトガアル、或ハ又稅務署ト衝突ヲ致ストコロノ結果ハ、直グニ他ノ事柄ニ離<sup>ル</sup>取ラレルト云フヤウナ事柄テ、度ニ此稅務官吏トノ衝突ヲ耳ニスルコトテアリマス、<sup>ク</sup>コテ豫テ稅務署ト云フモノニ對シテハ、當業者トノ衝突ガアタノアリマス、併シ是ハ何時カ間違<sup>ル</sup>起ラネバ宜イガト云フコトハ、讀者ハ憂ヘテ居ラタコロデアリマシタガ、果シテ近イトコロノ原因ガアリマシテ、爆發シタノアリマス、其近因ハ何テアルカト云フト、此徵稅ノ方法ニ付キマシテ、居出ヲ致シマスル上ニ於キマシテ、是マテ羽二重及生絲業者ガ、仲買業トシテ居出ラシ、又仲買業トシテ課稅ノ手續ヲ致シテ居リマシタ、所ガ此度ノ居出ニ於キマシテ、稅務署ハ——福井ノ稅務署ハ、總テ此仲買及仲立業者ニ對シテ、販賣業ト云フコトニ認定ヲ致シタノアリマス、テ元來此生絲アアルトカ云フモノハ、金高ハ頗ル上リマスケレドモ、其手數料ト云フモノハ甚ダ少ナイモノアリマス、然ルニ之ニ對シテ是マテ比仲買業伸立業トシテノモノガ、販賣業者ト云フコトニ直グニ致シタモノニアリマスカラシテ、云フモノハ——手數料ト云フモノハ一本六錢位ノモノニアリマス、輸出羽二重ノ調査資料ト云フデ農商務省ノ商工局ノ調べタモノヲ出しシテ居リマスガ、之ニ據リマシテモ廉イノハ一本三錢ノ手數料デアリマス、サウシテ其最モ上ノモノニ百分ノ一、先づ六錢カラ十錢ト云フコトニタノムテ居ル、大抵一般ハ二錢乃至四錢五厘、六錢位ガ羽二重一本中カラ、二錢ヲ引カレルト云フコトニナル、羽二重屋又生絲屋ハ、其口錢ヲ取りマシテ、總テ此各種ノ營業上ノ費用、又ハ自己ノ生活費ニ充當スルノアリマス、然ルニ先づ税トシテ是ダケノモノガ頭<sup>タ</sup>引カレルト云フヤウナコトニナリマスルト、全ク此羽二重商人及生絲商人ト云フモノガ、商賣ヲスルコトが出來ナクナルノアル、斯ウ云フコトカラシテ其手數料トシテノ報償ヲ取ルト云フコト、又或ハ他人ト他人トノ間ニ立チマシテ、サウシテ其手數料若クハ報償ヲ取ルト云フコトガ、仲立業、仲買業ノ商賣ノ本旨アルノアリマス、サウ云フ風ニアリマスカラ、此販賣業者ト云フモノニ付キマシテハ、販賣高ノイク<sup>ク</sup>トスウ云フ風ニ稅率が極<sup>シ</sup>テ居ル、又此仲立業、仲買業ノ方ハ收益ノ千分ノ十五トカ、何トカ云フ風ニ、是ハ極<sup>シ</sup>テ居ルノアリマス、即チ收益ヲ標準トシテ稅ヲ割出スト云フ風テ其手數料若クハ報償ヲ取ルト云フコトガ、仲立業、仲買業ノ商賣ノ本旨アルノアリマス、サウ云フ風ニアリマスカラ、此販賣業者ト云フコトハ、是ダケ申シマシテモ十分分<sup>ク</sup>テ又仲立業仲買業ト申シマスレバ、他人ノ商品ヲバ、自己ノ名義ニテ之ヲ販賣シテ、即チ其手數料トシテノ報償ヲ取ルト云フコト、又或ハ他人ト他人トノ間ニ立チマシテ、サウシテ其手數料若クハ報償ヲ取ルト云フコトガ、仲立業、仲買業ノ商賣ノ本旨アルノアリマス、サウ云フ風ニアリマスカラ、此販賣業者ト云フコトハ、是ダケ申シマシテモ十分分<sup>ク</sup>テ居ルコトアルトキ、度ニ稅務署ト、ソレカラ當業者トノ間ニハ交渉ヲ重ねタノアリマス、併シガラ其交渉ハ遂ニ不調ニ了リマシテ、已ム得スト云フコトカラシテ、遂ニ廢業スルト云フヤウナコトニタノムテアリマス、是ハ此廢業致シマシタト云フ即チ原因ニアリ

ルノアゴザイマス、諸君モ御承知ノゴザイマス通、羽一重ハ我國ノ重要輸出品ノ最モ重  
モナルモノニアリマシテ、生絲ニ亞イダトコロノ輸入品ニアリマス、又工藝品トシテハ第一  
ノ輸出品ニ位シテ居ル、デ一昨年アタリハ一箇年ニ四千万圓カラノ輸出ヲ致シタノデ  
アリマシテ、其四千万圓ノ輸出ヲ致シマシタ中ノ二千万圓餘ハ、此福井ニ於キマシテ  
生産致シタコロノモノガ、輸出サレテ居ルノアリマス、テ國家ガ此貿易品ノ輸出ヲ獎勵  
スルト云フ事柄ハ、何時モ是ハ必要ナコトアリマスルガ、目下我國ノ財政經濟上カラ  
割出シマシテ、殊ニ是ノ如キ重要ナル輸出品ニ對シテハ出來得ルダケノ世話フシテヤル  
ト云フコトハ、是ハ當然ノコトアラウト思フノアリマス、テ國家ガ此貿易品ノ輸出ヲ獎勵  
クシテ、前來申述ベマスルトコロノ收稅官吏ノ不當ナル取扱ノタメニ、此羽一重ハ散々  
ノ目ニ遭ヒマシテ、遂ニ一般廢業セネバナラスト云フヤウナ悲境ニ立至リマシタト云フコ  
ドハ、私ハ甚ダ之ヲ悲ムノゴザイマス、是ノ如ク廢業致シマシタトコロノ結果ハ、當然此  
羽一重ノ輸出ト云フモノハ減少スルノゴザイマスカラシテ、ソレダケ國民ノ損害トナリ  
又正貨ノ流出トナリ、又財政上ノ不利ニナルコトハ申スマテモナイコトアリマス、ソレダ  
ケデハナクシテ、外國ニ對シテ我國ノ財政上ノ信用ニ付イテ少カラヌ影響ヲ與ヘルデアラ  
ウト思フ、各國ドコノ所ニ參リマシテモ、此輸出品ノ獎勵ト云フモノハ、各種ノ方法ニ  
依テ其及ブ限りリ力ヲ盡シテ居ルノアリマス、然ルニ我國ニ於キマシテハ、先づ原因モ  
何モ分ラナイノデ、昨日及一昨日來ノ五大國ノ輸出國ノ人々か、日本カラ稅ノタメニ羽  
二重商が廢業致シタ云フノデ、其取引ヲ延期セヨ、又取引ヲ中止セヨト云フコトヲ出  
シマシタ電報ヲ見マスレバ、甚ダ是ハ驚入ルト云フコトアラウト思フノアルテ、是ノ如キ  
稅務官吏ノ不當ノ取扱ノタメニ、外國ニ對シマシテ我國ノ財政上ノ信用ニ付ケル  
ト云フヤウナコトニアリマシタノハ、私ハ之ハ取返シ付カヌ歎ハシイコトアラウト思フノ  
アリマス、又是ノ如ク廢業ヲ致シマシテ、其生産が減少スルト云フコトニアリマスレバ、  
元來稅ヲ取ルト云フコトカア起タモノアリマスガ、其生産品ガナクナリマスレバ、稅源ト  
云フモノハ廢滅シテシマフノアリマスカラ、是亦一體稅ヲ取ル、金ヲ取ルト云フ目的ガ、  
却テ其稅ガ取レタト云フコトニアル、是ハ即チ國庫ノ不利トナルモノアリマス、是ノ如ク  
此事柄ハ、我國ニ於キマシテ福井ノ羽一重ノ是ノ如キ事態ノ生ジタト云フコトハ、丁度  
英吉利デ申シマスレバ「マンチエスター」ノ全市ガ、其工業ヲ止メタト云フノニ等シイノデ  
アリマス、デ一日休ミマスルト——、丁度福井ノ羽一重ハ一日休ミマスルト平均六七  
万——此項ハ百姓ノ暇ノキアリマスカラ、一日ニハ十万圓カラノ生產品が出来ルノ  
アリマス、故ニ一日此商賣ノメバ十万圓ダケノ生産が減ルノアリマス、十日休メバ  
百万圓ト云フコトアリマスガ、右ニ對シマシテ政府ハ此國民ノ困難、又輸出業ニ與  
モ御心配ニナリ、又段々過日來問題モアリマシタガ、殆ド是ト餘り徑廷ハナインアリマ  
ス、デ是ノ如キ事情デゴザイマスガ、右ニ對シマシテ政府ハ此國民ノ困難、又輸出業ニ與  
フル影響付イテ、一體重要視ナサレテ居ルト云フコ  
トデアルナラバ、政府ハ現今如何ナル處置ヲ執ラレ、アルカ、又從來ノ如ク課稅ニ變  
動ヲ與ヘズシテ、當業者ヲシテ再び開業ヲナサシメルト云フコトノ手續ヲ運バレヌノア  
ルカ、此事ヲ政府ノ答辯ヲ求メクイノアリマス、前來申述ベタ如ク、一日答辯が後レ、  
若クハ一日此事柄ガ等閑ニ付セラル、ナラバ、十万圓ノ違ガアル、又二日後レバ二  
十万圓違フト云フヤウナコトニアルノアリマスカラ、願クハ今ノ質問ノ要旨ニ對シマシ  
テ、政府ハ速ニ此場所ニ於テ答辯セラレントコト希望スル次第アリマス

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 唯今荻野君ノ御質問ニ對シテ答辯シマス、福  
井市ニ於キマシテ羽一重ノ營業稅ノコトニ付キマシテ、一ノ紛議ノ起リマシテ、荻野君  
ノ質問ヲ煩ハスニ至シタト云フコトハ、甚ダ悲ミマス、此事ニ付キマシテハ、既ニ數日前  
政府ニ於テモ、其報道ニ接シマシテ、當局ノ稅務官吏ノ方ニ質問ヲ致シテ見マシタノア  
ゴザイマスガ、是ハ法律ノ解釋上ニ於キマシテ、從來ノ取扱ニ適當ヲ得ストコロガアルカ  
ラ、其取扱ヲ改メタイト云フコトデゴザイマス、其結果ト致シマシテハ、製造業ノ方ノ稅  
ハ少シ減ジテ、販賣業者ノ方ノ稅ハ少シ増スコトニナルカモ分リマセヌガ、免ニ角稅ノ賦  
課ノ上ニ於テ公平ヲ求メタイト云フ考ヘカラ、斯ウ云フコトニタノアタト云フコトニ  
知致シマシテ、又販賣業者ハ今多少紛議ヲ醸シテ居リマスガ、製造業即チ機業家ト云フ  
モノハ、一日モ休ンデハ居リマセス、是ハ御安心ニナツテ宜シウゴザイマス、是ニ於テ政府ニ  
於キマシテハ、其事情ヲ能ク熟考致シマシテ、成程當該官吏ノ見解ハ強チ惡ルイトハ考  
ヘマセヌ、サリナカラ多年取扱來タコトヲ十分事情ヲ疏通セズニ、急激ニ變更スルト云  
フコトハ宜クナイト斯ウ考ヘマシタ故ニ、此事ハ其取扱ニ多大ノ變更ヲ來サヌヤウニ致ス  
ヤウニト云フコトハ、直チニ訓令致シマシテ、ソレ故ニ最早昨今ニ於キマシテ適當ナル解決  
ガ著シテ居ルト思ヒマスノデ、御安心ニナリマスヤウニ質問者ニ答辯致シテ置キマス

(楠目玄君登壇)

○楠目玄君 本員ハ東京電社鐵道ノ直上ノコトニ付イテ、當局者ニ質問致シタ  
思ヒマシテ、既ニ其質問書ヲ提出シテアリマス、ケレモガ少シク其意ヲ盡サヌトコロガア  
ルト思ヒマスカラ、之ヲ補フタメニ登壇致シタノアリマス、聞ク所ニ依レバ、此東京市  
街鐵道株式會社外二會社ハ、合意ノ上ニ於テ、今此三錢均一ナルトコロノモノヲ、五  
錢均一二引上ケルト云フコトヲ聞キマスル、併シ此問題ハ誠ニ小サイヤウニ思ハレマスケ  
レドモ、深ク考フレバ餘程大キナ問題ト思ヒマス、僅カ引上ケルトコロノモノハ一錢テア  
ル、一錢テアリマスカラ、日々通行シテ居ルトコロノ人民ニ取テ見マスレバ、餘程是  
ハ大キナ問題テゴザイマス、關係スルトコロハ大ウゴザイマス、一日ニ二錢ヲ、ト思ウテモ、  
往復四錢達フ、四錢ヲ積テ見ルト即チ一箇月ハ一圓二十錢トナル、此小サナトコロノ  
労働者ニ取リマシテハ、一日本當ノ收利ハ四錢位シカナ、ソレガ四錢上ヶラレタナラ、  
モウ取ルトコロガナクナツテシマフノアリ、是ヲ以テ一般ノ人民ノ頭ニ掛ケルト見ルト、非  
常ニ大キナ稅テゴザイマス、又是ハ東京市民ノミニ關係スルカト言ヘバ、決シテ左様デハ  
ナイ、東京ハ即チ日本國ノ首府デアル、日本ノ國民ハ皆東京ニ集ル、其集タ人民ノ  
又難義テゴザイマス、是ハ一ツ此事ニ付イテハ、能ク當局者ニ考ヘテ貰ヒタメ  
ニ、本員ハ質問書ヲ出シタノアリマス、併シ此市街鐵道ト云フモノニ付イテハ、敷設  
當時ニ於テ隨分ヤカマシキ問題アリテ、即チ之ヲ個人ニ持タセルノハ宜クナ、是ハ是  
非市ノ有ニシテ置カケレドモ、ソレハ漸ク二錢均一二シテ一般人民ノ便利ヲ圖ルト云フコトノ下ニ、  
アツノダケレドモ、ソレハ漸ク二錢均一二シテ一般人民ノ便利ヲ圖ルト云フコトノ下ニ、  
ルニ此事ニ付イテ、其會社ノ重立ツ人ハ、斯ウ云フコトヲ言フテ居ルサウデス、是ハ三  
會社ヲ合併シテ、即チ五錢持テ往ケバ、市中ドコヘモ往ケルデアルカラシテ、詰リ其  
ルカ、私ハ之ハ其會社ノ重立ツ者ガ、已ノ利益ヲ壟斷ヲ致シ、公共ノ利害ヲ顧ミ  
ズシテ、即チ自家ノ利益ヲ擅ニスル、斯ウ云フニシカは思ハレヌノアリマスル、然  
ルニ此事ニ付イテ、其會社ノ重立ツ人ハ、斯ウ云フコトヲ言フテ居ルサウデス、是ハ三

ルモノガ多イデアル、ソレデニ會社ガ合併シタト云シテ、其利益ヲ被ルト云フモノハ僅カナ人ニアツテ、多ノ人ハ矢張直上ノタメニ難義ヲスルモノデアル、サウスレバ僅ノ人ニ便利ヲ與ヘテカラ、多クノ人ニ難義ヲサセルト云フコトハ是ハ社會政策上カラ、決シテ許スベカラザル問題デゴザイマス、サウシテ又言ヒマスル、ドウモ近來利益ガ少ナイ、ドウモ配當ガ少ナシ、ソレダカラシテ、之ヲ上ゲナケレバ到底維持ガ出來ナイト云フコトヲサウデゴザイマス、ケレバ其實際配當ヲシテ居ルトコロノモノヲ聞イテ見ルト、決シテ少ナインデナシ、此電車鐵道ニナラナイトキノコトハ、捨テ、置キマシテ、三十年ニ於テハ、東電ノ方が一割一步配當シテ居ル、サウシテ三十八年ニハ又一割一步、市街鐵道ノ方ハ三十七年ガ一割、三十八年ガ一割一步配當シテ居ル、一割以上ノ配當ヲシテ居ルヲ見テハ、決シテ是ガ利益ノ少ナイト云フコトハ言ハレバ、一般ノ鐵道ノ如キハ、僅カ五朱カ六朱カデシテ居リマスカラ、ソレカラ見レバ非常ナ利益デアル、又是カラ以上ノ利益ヲシャウト云フコトハ、是ハ實ニ不當極マルモノデアル、又之ヲ以テ外國ノ比較ヲ取シテ見レバ、ドウデゴザイマスカ、大概此外國、即チ歐米ノ鐵道ハドコテモ十錢カラ——日本ノ銀貨ニシテ十錢以上ノトコロハナシ、此十錢ト云フトコロノモノト、サウシテ歐米ノ物價、其他ノ役人給料ヤ勞銀ニ比較ヲ取シテ見マスルト云フト、丁度日本ノ五倍ニナツテ居ル、他ノモノハ五倍ニナツテ居ル、或ハ官吏ノ給料デモ、教員ノ給料デモ、一年千二百圓位取シテ居ル、日本ノモノハ僅カ二百四五十圓シカ取シテ居ナシ、丁度何デモ五倍、國會議員ハ一万圓取シテ居ルト云フコトデアル、國務大臣ハ一万八千圓取シテ居ル、サウシテ見レバ、向フハ何シデモ五倍強デアル、サウスレバ向フノ十錢ガ、丁度日本ノ一錢デ、今ノ二錢ハ高イ、一錢ニ引下ゲルガ宜イ、是ハ三電車聯合シテ二錢ニ引下ゲルガ、丁度歐米各國ト調子が合フノデアル、之ヲ五錢ニ引上ゲルト云フトド又最モ怪シノハ此新聞紙ダ、新聞紙ナンカハ悉クハサウデハアリマセヌケレドモ、新聞紙ニ依シテハ之ヲ歡迎シテ居ル新聞紙ガアル、是ハ實ニヒトイ、何シタル考デアルカ、私ハ何カ茲ニアリサウニ思ハレ、感シガ致シマス、何カサウ云フコトノ書ガレルト云フモノハ、又最モ怪シノハ此新聞紙ガ、十分ニ付イテハ制裁ヲ加ヘナケレバナラヌ、又制裁ヲ加フベキ新聞ガ歡迎スルトハ何事カ、斯ウ云フヤウナコトモアルシ、尙此會社ノ内幕ニ付キマシテハ、イロ／＼ノコトガ、是ハ昨年以來ノ時事新報ニ書イテアツト云フコトヲ承知致シマス、ソレヲチヨット調ベテ見マスルト、三十八年ノ十月十八日ヨリ十一月十五日ニ掛ケテ十八回ト云フモノ、時事新報デ論ジテアル、是ハ私が申上ゲナクテモ、諸君が能ク知シテ居ルダラウ、私ハ此新聞ニ書イテアルコトヲ證據ニシテ此處ニ言ヒハシナシ、新聞ハソレハ嘘モ云フ、無イコトモ有ルヤウニ云フコトモアラ、イロ／＼アリマスカラ、證據立テテ言フノデハナイガ、何カサウ云フコトノ書ガレルト云フモノハ、又何カ譯ガアルカ知ラヌト思フ、サウ云フヤウナコトモアラ、ナ不正ナコトガアズテスラ、一割以上ノ配當ヲシテ居ルナラバ、之ヲ能ク嚴重ニ帳簿ナシカラ取締テ往クナラバ、一割五歩ノ配當モ出來ルカモ知レナイ、尙之ヲ五錢ニスルナラバ、一割、二割ノ配當ヲスルコトニナツテ來ルダラウ、是ハ實ニ小サイ、此細民ノ金ヲ取上ゲテ、サウシテ中以上ノ者ノ腹ヲ肥スト云フコトニナツテ來テ、私ハ是ハ實ニ怪シカラヌコトデアルト云フコトヲ思フノデアル、斯ウ云フコトハ政府ハ十分ニ取締フシナケレバ、其任務ヲ盡ナイモノアラ、思フノデアル、何トナレバ始メ是ヲ許可シタト云フモノハ、決シテ之ヲ擅ニサセル、專擅ヲサセル專横ヲサセルト云フコト

ハ、決シテサウ云フコトハ豫期シテ居ナカッタデアラウト思フ、一般ノ便利ヲ圖ルト云フカタメニ、此東京市ノ真中ニア、云フモノヲ許シタノデアル、所ガ若シ之ヲシテ高クテ人民ガ乘レナイト云フコトニナツテ來レバ、ドレダケノ不幸デゴザイマスカ、アレニハ隨分危險ガアリマス、ウツカリ横切ツテ往キヨツタナレバ、ソレコソ大怪我ヲスル、ソンナコトニ構ハズ、之ヲ許シタト云フモノハ、大イニ是ハ廉クテ便利ト云ブコロデ、是ハ許可シテアルニ相違ナイ、ソレフ高ク取フテモ政府ハ之ニ許可フル、警視廳モ黙ツテ居ルト云フコトニナツテ來レバ、即チ此中以下ノ者ヲ窘ヌテ、中以上ノ者ニ利益ヲ與フルト云フコトニナツテ、是ハ鐵道國有ト云フ論モ起シテ來ルダラウ、ソレハ當然デアルト本員ハ思ウテ居ル、斯ウ云フ弊ノナイヤウニスルガタメニ、鐵道ヲ國有ニスルト云フ論ガ起ルナラバ、此市街鐵道ハ、何故ニ私人ニ持タシテ置クカ、私ハ是ハ斷然市ガ取シテ之ヲヤルカ、市が若シ之ヲ取シテニ鐵道國有ト云フ論モ起シテ來ルダラウ、ソレハ當然デアルト本員ハ思ウテ居ル、斯ウ云本員ハ考ヘテ居ル、サウシテ置イタナラバ、直グ此東京市ハ利益ガ多イモノデアルカラシテ、私ノ方ニ吳レト直グヤツテ來ル、國家ハチヨット肩ヲ變ヘル間、杖ニナツテ居ルト云フ話、斯ウ云フコトヲ考ヘテ見マスレバ、此市街鐵道ガ擅ニ此直上ゲラスルト云フコトハ、ドウシテモ此社會公衆ノ利益ヲ思フ故カラシテ、是ハ政府ハ許可スルコトガ出來ナイ、若シ之ヲ許可ヲ與フルト云フコトガ、規則ノ上ニ於テハナイ、ソレハ警視廳ガ與ヘルト云フカモ知レマセヌケレドモ警視廳ノ監督ハ即チ是ハ內務大臣ガ監督シテ居ルカラ、是カ若シ公共ノ利害ニ關係ガアルモノトスレバ、內務大臣ハ十分ニ此監督ノ任ガアルト思ヒマスカラ、之ニ對シテ内務大臣ハドウ云フ處置ヲ執ルカト云フコトヲ、私ハ即答ニ與リタイ、又内務大臣ガ之ニ付イテ未ダ十分ニ考ガナイ、マダ何ノ書面モ來テ居ナイト云フコトヲ言フカモ知レマセヌカ、若シサウスレバ將來之ニ對スル考ブ聞キタイノデアル、將來ハ之ヲドウスルカ、若シ其書面が來、又許可ヲ與ヘルト云フ場合ガ來タナラバ、内務大臣ハ之ニ對シテドウ云フ處置ヲスルカト云フコトヲ承リタイノアリマス

(内務大臣原敬君豎壇)

○内務大臣(原敬君) 唯今ニ楠目君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、私ハ未ダ此質問直上ノ願書モ、請願書モ落手シテ居リマセス、何モ書類ヲ受取リマセヌ間ニ、私ハ如何ニ處分スルカト云フコトヲ御答申スコトハ出來マセス、併ナガラ聞ク處ニ據レバ、何カ出願ガアルカヤウカ聞キマシタ、果シテ出願ガアリマスレバ、公平ニ慎重ニ調査ヲ致シテ、相當ノ處分ヲ致シマス、是ダケ御答ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第一、明治三十九年度歲入歲出總豫算追加案全部議題ト致シマス、栗原亮一君

(栗原亮一君豎壇)

第一 (第一號) 明治三十九年度歲入歲出總豫算追加案

○栗原亮一君 第一號明治三十九年度追加豫算ノ審查結果ヲ報告致シマス、私ハ未ダ此質錢此追加豫算ハ先般本議場ニ於キマシテモ、戰時稅が繼續ト決定ニナリマシテ、此戰時ハ政府ニ於テモ、慎重ナル調査ヲ遂ゲテ、改正若クハ整理ヲスルト、其タメニ一ノ此調査會ト云フモノヲ設ケ、是ニハ委員六十名、總裁副總裁ヲ置キ、サウシテ此委員ハ貴衆兩院ノ議員、並ニ學識經驗アルモノ、又當局ノ高等官吏等ヲ加ヘテ、組織ニナルモノ

デアリマスル、是へ豫算總會ニ於キマシテヘ反對論モアリマシタ、イヅレ本會議場ニ現ハレマセウガ、其要旨ハ斯ノ如ク特ニ調査會ヲ設ケズトモ、政府當局ニ於テ、之ヲ調査致シタ方ガ宜イ、サモナクバ又諸種ノ弊害等モ生ズル、斯ウ云フ大體議論デアリマシタガ、是ハ少數デアリマシテ、免ニ角委員會ニ於テハ多數ヲ以テ可決ヲ致シタノデアリマス、此段報告ヲ致シマス

○議長(杉田定一君) 波多野傳三郎君

○波多野傳三郎君 私ノ演説ハ簡單デアリマスルデ、此席ヨリ致シマス

(「登壇々々」と呼フ者アリ)

(波多野傳三郎君登壇)

○波多野傳三郎君 唯今委員長ノ御報告デ、稅法調査會ノ組織如何ト云フコトが明カニナリマシタメニ、本員ハ此案ニ反對セザルヲ得ザルノ不幸ニ陥リマシタ、既ニ非常特別法中改正法律案ノ第一讀會ノ場合ニ、此法律ヲ豫約通本年末日ヲ以テ廢止スルコトガ、内外ニ信用ヲ維持スル所以デアルト云フコトハ、島田君が詳細ニ演説セラレ、其足ラザルトコロハ鳩山君が之ヲ補ハレマシタニ拘ハラズ、不幸ニシテ第一讀會ニ於キマシテハ、多數ノ反對ヲ受ケマシテ、即チ本案ハ政府ノ原案ノ儘ヲ通過致シマシタ、又第二讀會ニ於キマシテ、角田君ハ一種ノ修正案ヲ提出致サレマシテ、若シニ二十九年度ノ豫算が歳出歳入相償ハザル懸念ガアルナラバ、三十九年度限リ、即チ明年三月末日マデ此法律ヲ延長スレバ差支ナイ、ソレ故ニ吾モ決シテ戰後ノ財政トシテ非常特別稅ヲ廢シタ儘デ宜シト申サヌ、增加スベキノ稅ハ増加スルモ宜シク、新タニ起スベキノ稅ハ起サル、モ宜イガ、併ガラ豫約アル非常特別稅法ヲ永久稅ニセラル、コトハ宣シカラヌコトヲ述ベマシタケレドモ、不幸ニシテ多數ノ反對ニアリマシテ、反對ト申スハ吾ミニ對スル反對デアリマスルガ、本院ヲ通過致シマシタノミナラズ、貴族院ニ於キマシテモ、亦多數ハ吾ミト所見ヲ異ニ致サレマシテ、既ニ御裁可ノ上、法律ト相成リ居ルト云フガ如キ場合デゴザイマスルガ故ニ、今更長ク反對ノ理由ヲ述ベルコトハ、徒ニ必要ノナイコト、相成ルト存ジマスル故ニ、私ハ此追加豫算ニ反対セザルヲ得ザル所以ヲ、簡略ニ議席ヨリ述ヘル積リデアリマシタガ、此壇ニ於テ云フコトデアリマスカラシテ、茲ニ已ムヲ得ス登リマシテ、其反対セザルヲ得ザル所以ヲ大略申シマスルガ、若シ政府ニシテ眞ニ稅法ヲ調査スルト云フ必要ガアルナラバ、政府自カラガ責任ヲ持ツテ調査セラル、コトガ然ルベキト思フノデアリマス、而シテ政府其決意アラバ既ニ當院ニ提出セラレ居リマスルトコロノ宅地々價修正案ノ一事ニ付イテモ之ヲ證スルコトが出來ルガ如クニ、其期間ヲ定メラ、政府自カラガ財政ノ法案ヲ定メテ本院ニ提出セラル、ト云フコトハ、又難イコトハナイノデアリマスルガ、萬一政府自カラガ責任ヲ執ツテ茲ニ提出セラル、ト云フコトデ、尙足ラザルコトガアルナラバ、本院ハ本院自カラノ權能ニ依ツテ、之ヲ調査シ之ヲ改正スルノ途、又無イコトハナイノデアリマスル、即チ議院法ノ第一十五條ニハ萬一其審查ヲ繼續セザルヲ得ザル場合ニ方リマスレバ、政府ノ同意ヲ得ア、委員会シテ審查ヲ繼續セシムルト云フコトハ、何ノ差支ハナイノデアリマス、政府自カラガ責任ヲ持タル、ト云フコトデ足ルト思ヒマスガ、政府自カラガ、議會ノ開會中ニ十分分審議ヲ盡サレ、調査セラレタル法案ガ、萬ガ一此議會ニ提出セラレテ、尙吾ミガ其審查ニ盡サザルトコロアリト見タル場合ニハ、此院ニ於テ、十分ニ審查ヲシテ可ナリ、此院ニ於テ會期中審査ヲ盡スコトが出來ヌト云フコトガ萬一アツラ、議院法第二十一條ノ示ストコロニ於テ、閉會中此審査ヲ繼續シテ何ノ差支ナイコトデアリ、否ナ是ガ却テ多數諸君ノ御同意アルベキコトデハナイカト本員ハ思フノデアリマス、吾ミハ此非常特別稅ハ、豫諾ノ如ク廢サネバナラヌト申シマシタガ、諸君ハ永久稅トスルコトヲ甘諾セラレテ居ル、甘諾

セラルト云フニハ、一種ノ條件ガアル、即チ横田君ト大藏大臣トノ問答ニ依テ、二箇年以内ニハ十分審査ヲ積リテアルト云フコトガ一種ノ條件アル、即チ諸君ガ一箇年間ハ此非常特別稅ナルモノヲ繼續シ置クト云フコトガ、諸君ノ甘諾セラレルトコロデアリマスレバ、此一年間ニ政府自カラガ責任ヲ以テ調査セラレテ、次ノ一二十二議會ニ提出セラレタルトキニ、吾ミ之ヲ協賛シテ可ナリ、萬一其時ニ至テ尙盡サルトコロガアルマス、然ルニ行政官ト議院トガ立法行政ノ權域ヲ相索ルガ如キノ例ヲ開キマスレバ、甘諾セラレテ居ルトコロノ期間ニハ十分ニ稅法改正ノ目的ヲ達スルコトが出來ルト思ヒ、ケネバナラヌト云フヤウナコトガアル、折角我憲法以下ノ諸法律ニ於テ定ムルトコロノ立法行政、各其權域ヲ守リテ相侵サルト云フ上ニモ、惡慣例ヲ遺スコトデアルト存ジマスル故ニ、本員ハ甚ダ不幸ナルコトデハアリマスルガ、又モ反對ヲスルト云フ不幸ニ陥リマシテ、此追加案ハ斷然廢スルト云フコトヲナサルヨリ仕様ガアルマイト茲ニ簡單ニ反對ノ意思ヲ表明致シテ置キマス

○奥野市次郎君 チヨツト質問ガアリマス、今、波多野君ノ演説ニ質問ガアリマス、唯今波多野君カラ豫算ニ反對ノ御意見ヲ御述ベニナリマシタ、謹テ拜聽致シマシタ、此豫算が通過ヲ致シマシテ、愈、調査會ノ組織が出來ルト、ソレハ行政ト立法ノ權域ヲ相索ルモノデアリテ、議院自分ラガ政府ノ執ルキ責任マデモ分タナケレバナラヌト云フコトニナルカラ、憲法上宜クナイト云フ此意見ニ拜聽致シマシタ、サウスルトチヨツト伺クテ置キタインデアリマスガ、此豫算ニ反對ヲナサツタ方ハ、調査會成立ノ以後ニ於テ委員ニ任命ガアリテモ、ソレハ斷ジテ御辭退ニナルト云フ御決意ガアルノデアリマセウカ、ソレヲ承テ置キマス

(「答辯ノ必要ナシ」又「官制ニ反對シタ者ガ役人ニナレス、ソシナコトガアルカ」ト呼フ者アリ)

○波多野傳三郎君 怖モ非常特別稅法改正法律案ニ反對ヲ致シマシテ、此議會ニ豫算ニ現ハレバ、又其豫算ニ協賛ノ任ヲ盡サリヲ得ザルガ如ク、或ハ人ニ依ツテハ委員ニ任命セラレタナラバ、ソレヲ受ケル人がアルカナイカト云フコトハ、ソレハ後ノ問題デアリテ、唯今答辯ヲシテ置ク必要ハ私ナイト存ジマス

(森本駿君登壇)

○森本駿君 唯今稅法調査會豫算ニ付イテ、波多野君ハ反對ノ演説ヲセラレタノデアリマス、此反對ノ演説ノ趣意ヲ聽イテ見マスニ、甚ダ論據が薄弱ニシテ、私ハ反對ノ演説ヲ同意シタトイ思ウタデアルケレドモ、同意が出來ナイノデアリマス、私ハ豫算委員長ノ報告ニ賛成ヲ致スモノデアリマス、何故ニモウ少シク反對ヲナサルナラバ、論據ヲ輩固ニシテ、反對ノ演説ヲナサレナカッタコト云フコトヲ、波多野君及憲政本黨ノタメニ惜ムノデアリマス、此演説ニ依ツテ見マスルト云フコト、結局調査會ヲ組織スルト云フコトヨリカ、政府自カラ責任ヲ執ルガ宜シト云フコトデアル、又政府自カラ責任ヲ取ルコトが出来ナケレバ、議院ニ於テ開會中ニ調査ガ出來上ラナイトモ、政府ノ同意ヲ得テ繼續委員ニ依ツテ調査スルモ可ナリ、然ルニ其道ニ出テズシテ、以テ是ノ如ク混合ノ調査會ヲ

ノデアリマス、此演説ニ依ツテ見マスルト云フコト、結局調査會ヲ組織スルト云フコトヨリカ、政府自カラ責任ヲ執ルガ宜シト云フコトデアル、又政府自カラ責任ヲ執ルコトが出来ナケレバ、議院ニ於テ開會中ニ調査ガ出來上ラナイトモ、政府ノ同意ヲ得テ繼續委員ニ依ツテ調査スルモ可ナリ、然ルニ其道ニ出テズシテ、以テ是ノ如ク混合ノ調査會ヲ開クト云フコトハ宜シクナイ、トスウ云フ議論ニ歸著シタト私ハ見ルノデアリマス、若シ波多野君ガソレダケノ熱心アツテ、演壇ニ登ツテ反對論ヲ執ラレルナラバ、先づ繼續委員ノ組織ヲ爲スベシト云フコトノ議ヲ出シテ、政府ノ同意ヲ求メフルノガ第一ノ順序デアラタラウト思ヒマス、是ノ如クシテモ出來ルモノヲサウセズシテ、斯ウシタトイ云フコトノ反對ト云フモノハ、自カラ信ズルトコロガ薄クシテ、以テ唯調査會ト云フモノニ反對セラレタト云フコトニ過ギナイデアラウト思ヒマス、又此調査會ヲ置クト云フコトガ、始メテノ経験デアル

カノ如クニ論セラル、ノニアリマスケレドモ、是ノ如キ組織ノ調査會ハ、イクラモ是マデアツタ  
調査會アル、而シテ他ノ一面ニ於テハ、政府當局者ガ自カラ責任ヲ執テ、政府當局者  
ダケデ組織シタトコロノ調査會が急ニ其調査ノ結果ヲ舉ケルコトが出來ナカッタト云フ先  
例モアルノアリマス、波多野君ハ宅地租ノ地價修正ニ付イテノ例ヲ舉グラマシタケレド  
モ、此問題ノ如キハ、衆議院ガ建議ヲシタ結果、政府ガ此議場ニ提出セラレタノデアツテ、  
今當ニ委員ノ審査中ニ屬スルト雖モ、委員會ニ於テ隨分議論ノ沸騰シテ居ルト云フコ  
トハ、波多野君其人モ既ニ御承知アルコト、私ハ信シテ居ル、而シテ政府自カラ責任  
ヲ執テ、政府ダケデ以テ組織シタ委員會ノ結果ガ急ニ運バズシテ、隨分長引イタト云  
フ一例ヲ舉ゲマスレバ、彼ノ祿高整理ニ關スルトコロノ調査委員會ノ如キハ、アノ法律ノ  
出マシタノガ、明治二十年アリマス、而シテ其事ノ結了シテ實施セラレタト云フノハ漸ク  
三十八年ニ於テ實施セラレテ、此間政府ノ調査委員ガ慎重ナル調査ヲ遂ゲタトハ稱シ  
マスケレドモ、七八年ニ亘テ漸ク結了シタト云フヤウナル事實モアリマスカラシテ、政府  
一人ニシテ果シテ其事が早ク舉ルト云フコトモ、明言シ難イノアリマス、又貨幣調査  
會ノ如キ、或ハ法典調査會ノ如キモノハ、皆今度ノ稅法調査會ト同一ノ組織ニナクテ  
居ルノアリマス、而シテ稅法調査會テ調査シタ結果ハ、最モ人民ニ直接ノ影響ヲ及ボ  
ストコロノモノアテアルカラシテ、此調査委員ガ十分慎重ニ調査シテ、其結果が法律ト  
ナツテ現ハレタラバ、尙調査委員ニ漏シタトコロノ諸君が見テ不都合ト云フ箇條ガアレ  
バ、之ヲ修正スルト云フコトハ、又自由デアルモノト私ハ信シテ居ル、而シテ二年間ト云  
フコトヲ限ラタラシテ、何時マテモ二箇年ニセンナラムト云フコトハナイ、調査委員諸  
君ノ御勉強次第アハ、早く其事ノ出來ルト云フ見込モ十分アルノアリマセウカラシ  
テ、此調査會ト云フモノ、豫算ノ通過センコトヲ切ニ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 多數ニアリマス、原案ハ可決セラレマシタ——日程第一、產  
業組合法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長報告、濱田國松君  
願ヒマス

### 起立者 多數

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、委員長報告通、原案賛成ノ御方ハ起立ヲ  
第一 貴族院送附)

### 第二 產業組合法中改正法律案(政府提出 第一 議長(杉田定一君) 起立者 多數)

#### (濱田國松君登壇)

○濱田國松君 産業組合法中改正法律案ノ委員長ハ、本日闕席デゴザイマスカラ、  
理事ノヨリ委員會ノ經過ヲ御報道致シマス、此改正法律案中、重大ナルモノガ一ツ  
ゴザイマスルノデ、第一ハ第一條ノ第二項ヲ削ルト云フ冒頭ノ改正條項デゴザイマス、此  
條ハ甚ダ短文デ是ダケデハ分リマセヌノゴザイマスルガ、詰リ本文ト對照ヲ致シマスルト、  
四ツノ此産業組合ノ事業中テ、信用組合ダケハ、他ノ組合事業ト合同デ兼業スルコトガ  
出來ナイト云フコトニナクテ居ルノゴザイマス、是ハ實際ノ運用上ニ於キマシテ、無益  
ノ費用ヲ高メルト云フ憂ノアルコト、第一ハ組合ノ組織上其人ヲ得ルコトノ難イ闕點  
アルコト、第三資本ノ融通ヲ圓滑ナラシムルコトノ出來ナイ遺憾ガアル、此不便ヲ除  
クタメニ信用組合モ矢張他ノ購買、生産、販賣組合ノ事業ト共ニ兼業スルコトヲ許ス  
ト云フコトニ、詰リ組織ノ基本ヲ改正致シマスル條項デゴザイマス、實際ニ適切ナルモノ  
ノヤウアゴザイマス、ソレカラ次ノ第九條第十五條等ハ、何レモ文字ノ修正、若クハ微  
細ナ事柄ノ改正ニ過ギナノゴザイマスルガ、次ノ第三十八條ノ二ト云フノガ、是亦

重要ナル改正ニアリマス、是ハ從來ノ組合法ニ據リマスルト微細ナコトデモ、各組合員  
ガ一々總會ノ節ニ集會シナケレバ議決が出來ナイト云フコトニナクテ居テ、ソレハ多數ノ  
人數ヲ總メルト云フ上ニ於テ、又ハ地理ノ廣狹ノ關係上、無益ナル浪費ヲ要スルコトノ  
顧點ガアリマスルト、事業ノ圓滑ヲ圖ルト云フコトニ差支ルト云フノ顧點ガアル、此二箇ノ  
差支ガゴザイマスカラ、場合ニ依ツテハ、總代會ト云フモノア組織シテ、組合ノ總會ニ  
換ヘルト云フコトニ致シマシタナラバ、便宜ニアラウト云フ點カラ改正ヲ提出シタモノラシ  
ウゴザイマス、次ノ四十四條、五十四條、五十五條等ハ、何レモ文字ノ修正、若クハ  
微細ナ改正ニアザイマスカラ、一々申上ケマセス、要スルニ、本案改正案ハ實地ノ便宜ヲ  
斟酌致シテ、提出セラレタ法案デゴザイマシテ、甚ダ改良ノ案デアルト云フ評ヲ以チマシ  
テ、委員會ハ満場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段御報道致シマス  
○議長(杉田定一君) 採決致シマス、本案ニ付イテ、一讀會ヲ開クト云フコトニ付イ  
テ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○元田肇君 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニ付イテ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス、全部ヲ議

題ト致シマス、委員長報告通御異議ゴザイマセヌカ

第三 産業組合法中改正法律案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○恵松隆慶君 直チニ二讀會ヲ開キ確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニ付イテ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開キ確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニ付イテ御異議ゴザイマセヌカ

ル者ハ毎回一石以上ノ供給ヲ爲ストキニ限り其ノ造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

第三條 前二條ノ請求ハ酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ノ使用又ハ供給後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ酒精ニ對シ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ變性ヲ命ス

ルコトヲ得

第五條 第一條ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ申請書ニ造石稅ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第二條 プロセスノ請求ヲ爲サムトスル者ハ申請者ニ造石稅又ハ出港稅ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類及酒精酒類其ノ他酒精含有飲料ヲ政府ニ供給シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第六條 詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ造石稅又ハ出港稅ニ相當スル金額ノ下付ヲ政府ニ請求シタル者ハ其ノ造石稅又ハ出港稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第七條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

附 則

醫藥用工業用酒精戻稅法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前ニ於テ造石稅ノ賦課ヲ受ケタル醫藥用酒精ノ稅金下戻ニ關シテハ本法施行後三箇月ヲ限リ醫藥用工業用酒精戻稅法ヲ適用ス

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君)此法律案ハ從來醫藥用酒精ト云フモノハ、戻稅ヲ致シタノデゴザイマスルガ、先年來製藥家其他ヨリ此戻稅ト云フコトハ宜クナイト云フ陳情ガゴザイマシタ、又税ノ取締ノ上ニ於キマシテモ戻稅ヲセヌ方ガ、税ノ取締ニ便宜デゴザイマス、併ナガラ事柄が藥品ニ關シマスルコトデゴザイマスカラ、一應中央衛生會ノ意見ヲモ徵シタノデゴザイマスルガ、中央衛生會ニ於テモ、此醫藥用ノ酒精ノ稅ヲ戻スノ必要ハアルマイト云フノ議論デゴザイマス、ソレ故ニ今度醫藥用酒精ノ戻稅ヲ廢スルト云フコトニ、規定致シタイト考ヘマスルノト、今一ツハ沖繩縣ノ其燒酎ヲ矢張工業用ニ使フ場合ニハ、是ヲ戻稅ヲスルト云フコトヲ規定致シタイ、即チ成ルベク輸入ヲ制限シテ内地ノモノヲ使用スル、ト云フ必要ヲ認メマシタノデゴザイマス、此事ニ付キマシテハ、或多或少藥品ノ製造上如何ニ付イテノ議論モ聞クトコロデゴザイマスガ、政府ノ見ルトコロハ、是ノ如クニ規定スルヲ以テ適當ナリト考ヘルノデゴザイマス、御協贊ヲ仰イテ置キマス○恵松隆慶君 本案ハ九名ノ委員、議長指名アランコトヲ望ミマス○議長(杉田定一君)マダ其方ノ議事ニ移リマセヌ、日程第四、右議案ノ審査ヲ附託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

第四 右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○恵松隆慶君 前ニ申シマシタ通、九名ノ委員ヲ議長ノ指名ニ願ヒマス○議長(杉田定一君) 恵松君ノ發議ノ通、九名ノ委員議長指名ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマスカラ、其通ニ致シマス……日程第五癪兵院法案ニ移リマス

癪兵院法案 (書記朗讀)

第五 癪兵院法案(政府提出)

第一讀會

癪兵院法

第一條 戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ軍人恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クル者ニシテ救護ヲ要スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ癪兵院ニ收容ス

癪兵院ニ收容シタル者ハ國費ヲ以テ終身之ヲ扶養ス

第二條 公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ軍人恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クル者ニシテ救護ヲ要スルモノハ特ニ癪兵院ニ收容スルコトヲ得

第三條 癪兵院ニ收容シタル者ニハ其ノ間恩給ノ支給ヲ停止ス

第四條 癪兵院ニ收容シタル者左ノ事項ノ一二該當スルトキハ退院ヲ命

一 軍人恩給法ニ依リ恩給ヲ剝奪セラレ又ハ停止セラレタルトキ

二 救護ヲ要セサルニ至リタルトキ

三 屢懲罰ニ處セラレ改悛ノ見込ナキトキ

第五條 癪兵院ニ收容シタル者ニシテ退院ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退院シタル者ハ退院ノ日ヨリ二箇年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ癪兵院ニ收容スルコトヲ得ス

第六條 癪兵院ニ收容シタル者ハ其ノ犯罪及審判ニ關シテハ服役ヲ免セラレタル當時ノ官等級ニ應シ現役陸軍軍人ト看做ス

第七條 癪兵院ニ於テ寄附ヲ受ケタル不動產、金錢及有價證券ハ癪兵院基金ト爲シ其ノ利子其ノ他ノ果實ト共ニ之ヲ蓄積ス

第八條 癪兵院基金ノ利子其ノ他ノ果實ハ癪兵院ニ收容シタル者ニ係ル費用ニノミ之ヲ使用スルコトヲ得

第九條 癪兵院基金及其ノ利子其ノ他ノ果實ノ收支ニ係ル検査ハ會計検査院法第十六條ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
(陸軍大臣寺内正毅君登壇)

○陸軍大臣(寺内正毅君)諸君、陸海軍軍人ニ對シマシテ、戰鬪ノ行爲傷痍ヲ受ケマシタモノ、又ハ公務ニ對シマシテ、公務ニ起因致シマシテ、癪疾トナリマシタモノニシテ、家ニ扶養ノナキモノ等ハ、國家が是ヲ收容シ、是ヲ救護スルノハ、必要ナルコトヲ信ジシテ、政府ハ此法律ヲ提出致シマシテ、御審議ノ上御協贊ニナルコトヲ希望致シマス  
○遠山正和君 チョット質問ガアリマス、此癪兵院ノコトデアリマスガ、此法律案ノ見マスルト、此癪兵院ヲ設置スルトコロノ箇所及其方法等書イテゴザリマセヌ、是ハ其箇所ト方法ハ如何ナル方法デゴザイマスカ、是ヲ詳シ承リタイ、之ニ伴フコロノ經費、是がイクラ要リマスカ、是モ併セテ御辯明ヲ願ヒマス  
○陸軍大臣(寺内正毅君) 此法律案ノ制定セラレマスト、細部ノコトハ勅令ヲ以テ規定スル積リアリマス、凡ソ此癪兵ヲ收容シマスル場所ハ、先づ今日ノ見込デハ全國ニ三

箇所バカリヲ置ケバ宜シ積リテアリマス、又憲兵ヲ收容スベキ人員ニ付キマシテモ、餘

リ多數ハナイ見込デアリマス、從フ豫算ノ如キモノモ餘リ巨額ノ金ハ請求シテ居リマセヌ、ソレ等ノコトニ付キマシテハ、イヅレ委員會ニ於テ政府ノ調査シマシタコロヲ、詳シク述ベルコトニ致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第六、右議案ノ審査ヲ附託スヘキ委員ノ選舉

○恵松隆慶君 此日程ハ十八名ノ委員、議長指名アランコトヲ望ミマス

○議長(杉田定一君) 恵松君ノ發議ノ通、十八名ノ委員議長指名ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第七、軍人恩給法中改正法律案ノ第一讀會

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第七、軍人恩給法中改正法律案(政府提出)

### 第一讀會

第七 軍人恩給法中改正法律案

軍人恩給法中改正法律案

軍人恩給法中左ノ通改正ス

第六條但書中「四十年ヲ「五十年ニ改ム

第九條第一號中「二肢以上ヲ「二肢ニ改ム

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

前條第一號ニ該當スル傷痍疾病ニ加フルニ同第一號乃至第六號ノ一二該當スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ其ノ症項ノ等差ニ應シ第三號表甲號又ハ乙號第一項ノ金額十分ノ六以内ヲ増給ス

第十四條中「輕症ニシテ免除恩給ヲ受ケサル者ヲ輕症ナル者ニ改ム

第十五條中「十三箇年分ヲ十箇年分ニ改ム

第一號表ニ別表一、第二號表ニ別表二ノ如ク追加シ第三號表ヲ別表三ノ如ク改ム

### 附則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治三十七年二月六日以降現役ヲ離レ增加恩給、賑恤金又ハ服役年數四十年以上ニ該當スル退職恩給若ハ免除恩給ヲ受クヘキ事由發生シタル者ニ給スヘキ恩給ニ付テハ本法ノ規定ニ依ル

前項但書ニ依リ恩給ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ三箇年以内ニ請求ヲ爲スコトヲ要ス

明治三十七年二月六日以降本法施行後一箇年以内ニ於テ第十四條ニ依リ賑恤金ヲ受ケ又ハ之ヲ受クヘキ權利ヲ有シテ現役ヲ免除セラレタル後重症ニ

趨キ第九條第六號ヨリ輕キ者ハ其ノ請求ニ依リ策定ノ上相當ノ賑恤金ヲ給ス但シ其ノ請求期限ハ本法施行前現役ヲ免除セラレタル者ニ在リテハ本法施行後一箇年以内、其ノ他ノ者ニ在リテハ現役免除ノ日ヨリ一箇年以内

トス  
本法施行前恩給ヲ受クヘキ權利發生シタル者ニ付テハ第一項但書ノ場合ヲ除クノ外總テ從前ノ規定ニ依ル

(別表一)

年	種類					(別表一)				
	官	將官及相當官	佐尉官及相當官	判任官	下士	官	將官	佐尉官	判任官	下士
四十一年	百六十五圓	百五十五圓	百四十五圓	百二十圓	百十五圓	百二十圓	百六十五圓	九百四十五圓	八百四十五圓	七百四十五圓
四十二年	百六十七圓	百六十六圓	百六十五圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十三年	二千三百圓	一千八百四十圓	一千六百四十圓	一千五百四十圓	一千五百四十圓	一千五百四十圓	一千五百四十圓	九百三十圓	八百三十圓	七百三十圓
四十四年	二千三百五圓	一千八百六十圓	一千六百六十圓	一千五百六十圓	一千五百六十圓	一千五百六十圓	一千五百六十圓	九百三十九圓	八百三十九圓	七百三十九圓
四十五年	二千三百七圓	一千八百七十圓	一千六百七十圓	一千五百七十圓	一千五百七十圓	一千五百七十圓	一千五百七十圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十六年	二千三百九圓	一千九百七十圓	一千七百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	九百五十九圓	八百五十九圓	七百五十九圓
四十七年	二千四百圓	一千九百七十圓	一千七百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	九百六十九圓	八百六十九圓	七百六十九圓
四十八年	二千四百一圓	一千九百七十圓	一千七百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	九百七十九圓	八百七十九圓	七百七十九圓
四十九年	二千四百三圓	一千九百七十圓	一千七百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	九百八十九圓	八百八十九圓	七百八十九圓
五十一年	二千四百七圓	一千九百七十圓	一千七百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	一千六百七十圓	九百九十九圓	八百九十九圓	七百九十九圓

年	種類					(別表二)				
	官	將官及相當官	佐尉官及相當官	判任官	下士	官	將官	佐尉官	判任官	下士
四十二年	百六十八圓	百五十八圓	百四十八圓	百二十二圓	百十五圓	百二十圓	百六十五圓	九百四十五圓	八百四十五圓	七百四十五圓
四十三年	百六十九圓	百五十九圓	百四十九圓	百二十三圓	百五十九圓	百二十三圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十四年	百七十一圓	百六十一圓	百五十一圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十五年	百七十三圓	百六十三圓	百五十三圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十六年	百七十五圓	百六十五圓	百五十五圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十七年	百七十七圓	百六十七圓	百五十七圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十八年	百七十九圓	百六十九圓	百五十九圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
四十九年	百八十一圓	百七十一圓	百六十一圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓
五十一年	百八十三圓	百七十三圓	百六十三圓	百二十一圓	百五十九圓	百二十一圓	百六十六圓	九百四十九圓	八百四十九圓	七百四十九圓

### 第三號 增 加 恩 紿 表

### 第四號 增 加 恩 紿 表

### 第五號 增 加 恩 紿 表

### 第六號 增 加 恩 紿 表

### 第七號 增 加 恩 紿 表

### 第八號 增 加 恩 紿 表

### 第九號 增 加 恩 紿 表

### 第十號 增 加 恩 紿 表

### 第十一號 增 加 恩 紿 表

### 第十二號 增 加 恩 紿 表

### 第十三號 增 加 恩 紿 表

### 第十四號 增 加 恩 紿 表

### 第十五號 增 加 恩 紿 表

### 第十六號 增 加 恩 紿 表

### 第十七號 增 加 恩 紿 表

### 第十八號 增 加 恩 紿 表

○陸軍大臣(寺内正毅君) 唯今提出シマシタ法案ノ恩給ノ増額ノコト、並三年限ノコトが重ナル改正デゴザイマスガ、榮譽アル陸海軍ノ軍人ノ戰傷ノ結果、不具トナリマシタモノガ、今日マテ國家が與ヘテ居リマス恩給デハ、相當ノ地位竝ニ生活ヲ維持シテ往クコトニハ不十分ト考ヘマス、故ニ此增加恩給ノコトヲ提出致シマスル所以デゴザイマス、御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス

○荒川五郎君 此恩給法ハ、長タ忠實ニ勤續シタ者ニ、獎勵シテ與ヘル金デゴザイマセウカ、其士官トソレカラ下士卒ハ全ク其性質ヲ異ニ致シテ居ルモノデアル、士官ハ職業トシテ居ル軍人デアルテアルカラ、是ハ軍人ヲ長ク勤メテ、忠實ニ勤メタ云フ年限ニ依シテ、其等級ニ等差ヲ定メルハ他ノ行政官ト同一ニシテ、當リ前デアリマセウガ、下士卒ハ我徵兵制度ニ據リマシテ、長ク勤メヤウト思テモ、勤メルコトが出來ナイノデアル、殊ニ徵兵制度ノ上カラ、全國皆兵ノ主義ニナシテ居リマシテ、其制限ノ上ニハ一部分シカ出テ居ナシノデアル、然ルニ其義務的軍人デアル其下士卒ト、職業的軍人デアル士官ト、同一ナル恩給法ノ下ニ支配スルト云フコトハ、甚ダ恩給其モノ、精神ニ逆ヒヤセスカト思フノデアリマス、下士卒ハ我徵兵ノ制度ニ於テ、之ヲ義務トシテ其公職ニ當ル者ニ於テハ、是ニハ特別ナル又恩給方法ガアルベキモノ、ヤウニ考ヘマスルガ、是ニハ四十年ヲ五十年ト改メ、ソレハ非常ノ場合モゴザイマセウケレドモ、通常ナル徵兵制度ニ於テ、義務トシテヤリマス軍人ニハ、ヤリ得ベカラザルヤウナ改正ニナシテ居リマスルガ、其職業軍人ト、義務軍人トノ間ノ差別ニ付イテハ、此箇條ニハ既ニ其意味が籠シテ居ルノデアリマセウカ、是等ハ又其區別ヲスル必要ハナイノデゴザイマセウカ、陸軍大臣ノ御答ヲ願ヒタイ

(陸軍大臣寺内正毅君登壇)

○陸軍大臣(寺内正毅君) 荒川君ノ御尋ハ恩給法ト申スモノガ、義務兵ト又職業トシテ勤メルモノト、區別ガアルカ無イカト云フ御尋デゴザイマスカ(荒川五郎君「サウデス」ト呼フ)元來國家が生存ラシマス上ニ付イテハ、人民自カラ國家ノ必要ニ對シテハ、兵器ヲ執ルト云フコトハ當然ノ義務デアルト考ヘル、殊ニ又將校が職業トシテ職務ヲスルモノデアルカラ、他ノ文官ト同ジニ恩給法が制定セラルベキモノデアル、ト云フ御論デアリマシタガ……

○荒川五郎君 イヤ、サウデナイ

○陸軍大臣(寺内正毅君) 先づ姑ク御待チナサイ

○荒川五郎君 士官ハ此年限ハ終身官デアルガ、其年限ノ嵩ムニ從テ、其恩給ノ待遇ヲ異ニシテ往ク云フ、其主義ハ行政官ナド、同様デ、其額ハドウデモ其主義デ往カラマセウガ、下士卒ト云フ義務的軍人ハ、長ク勤メヤウト思テモ、制度ノ上カラ出來ナイノデアル、ソレテ其際ハドウ云フコロデ、此恩給法ノ上ニ區別ヲナサル、カト云フノテアリマス

○陸軍大臣(寺内正毅君) 將校ト雖モ他ノ文官ト性質ハ違フモノト信ジテ居リマス、凡ツ此義務ヲ國家ニ對シテ奉公ヲ致シマスルニ、血ヲ捧ゲテ國家ノタメニ勤務ヲスルモノハ、最大ナル榮譽ト考ヘテ居ル、軍人ノ恩給法ハ將校並ニ下士兵卒共ニ、十一年以上ノ勤務ヲ經過スル者ニハ、今日ニ於テ恩給ヲヨルコトニナシテ居ル、其間ニ於テハ、將校下士兵卒ノ區別ハナノンデアリマス、又今回提出シマシタ恩給法ノ改正ノ要點ハ、戰場ニ於キマシテ負傷シマシテ不具廢疾トナク者、並ニ公務ニ起因シテ廢疾不具トナク者モニ、恩給ノ額ニ増加シテヤルベキ増加、恩給ノ額ノ改正ヲ申出タノデアリマス、是ハ皆年給法ハ四十年ヲ以テ終局トシテアツナデス、然ルニ段々此勤務ノ年限が進ミマシタノ

ト、戰役ノ屢アリマシタノト、殊ニ海軍ノ如キハ平素ニ於テモ、遠洋航海其他ニ付イテハ、増加スベキ所謂加算年限ガアルノデ、四十年以上ノ勤務ヲシタモノガ多クナシタモノニアリマス、事實ニ於テソレハ將校ニモ下士卒ニモアル、ソレ等ノ者ノタメニハ、四十年ア終局シ、ソレ以上勤務シテモ恩典ニ浴スルコトが出來ナイト云フノハ、不都合デアルト云フナタラウト思ヒマス

○西村丹治郎君 當局大臣ニ御尋シタノニアリマスガ、恩給法ニ據シテ見マスルト云フト、戰地ニ於テ戰死シタ者ト、ソレカラ病死シタ者トノ間ニ、大變ナ差が付イテ居ル、即チ戰死シタ者ニ千圓ヤルト云フコトニナシテ居レバ、病死シタ者ニハ五百圓、即チ半バシカヤラヌト、斯ウ云フコトニナシテ居ル、特別賜金支給規則ニ據シテ見マシテモ、亦遺族ニ對スル扶助料カラ云フシテモ、半分ニナシテ居ル、是ハ大變私ハ不公平ナ場合ガアルニアラウト思フ、即チ病死シタ者モ、中ニハ非常ニ其事情ヲ憫諒スベキモノガアル、即チ言葉ヲ換ヘテ言フナラバ、戰死ト幾ド違ハザル位ニ、國家ガ之ヲ待遇シナケレバナラヌトガアルト思フ、即チ幾多ノ戰爭ニ參加シテ、サウシテ例ヲ引クナラバ、旅順ノ戰鬪ニ參加シテ居ッタ者ガ、奉天ノ方面ニ向テ、幸ニ旅順ニ九死ニ一生ヲ得テ、奉天ノ役ニ途中デ病ニ罹リテ死ンダト云フ者モアル、又或ハ戰鬪ノタメニ穴居シテ居ル人デサウ云フ人ガアル、戰鬪ノタメニ穴居シテ居ル、其穴居ノタメニ脚氣病ヲ起シテ死ンダ者ガ、私ノ知テ居ル中ニアル、ソレカラ又工兵ガ架橋工事ノ際ニ、水ニ溺レテ或ハ凍死シタト云フヤウナ者ノ如キハ、殊ニ國家が之ニ對シテ戰死者ト幾ド同一ニ、待遇シテモハ宜イ位アラウト思フ、幾多ノ戰鬪ニ參加シ、或ハ架橋ノタメニ病氣ヲ得テ、ソレが原因トナシテ死ンダ、或ハ架橋工事ノタメニ水ニ溺レテ死ンダ、是等ノ者ハ或ハ戰地ニ於テ、元カラ肺病アタマ者ガ、ソレテ死ンダトカ、或ハ祖先ノ遺傳病デ死ンダト云フヤウナ者ヨリハ、必ず國家ハ是ニ對スルトコロニ待遇ノ法ハ異ニシナケレバナラヌト考ヘル、然ルニ昨年ト云ヒ、本年ト云ヒ、此軍人恩給法ノ改正ハ、一度マテモ出サレタカノ如クニ私ハ記憶シテ居ル、然ルニ政府ハ是等ノ病死者ニ對シテハ、他ノ或ハ祖先ノ遺傳病ニ罹リテ病死者ヲ殆ド戰地ニ死ンダモノヨリハ、半分ホカ國家ガ是ニ待遇ヲナシスト云フコトハアルカ、其點ヲ伺ヒタイ

(陸軍大臣寺内正毅君登壇)

○陸軍大臣(寺内正毅君) 唯今ノ御尋ニ對シテ御答ヲ致シマスルガ、御質問ノ要點ハ此恩給法ノ改正ニハ關係ノナイコトデアル、戰場ニ戰死ヲシマシタモノ、並ニ病死ヲシテ、斯ル事情ノ憫諒スベキモノ、酌量スベキモノニ對シテハ、取扱上手心テモナサレテ居テ、敢テ表面上法律規則ノ改正ヲセヌデモ、差支ナイト云フノデ改正ヲナサレヌノデアルカ、其點ヲ伺ヒタイ

(陸軍大臣寺内正毅君登壇)

○陸軍大臣(寺内正毅君) 唯今ノ御尋ニ對シテ御答ヲ致シマスルガ、御質問ノ要點ハ此恩給法ノ改正ニハ關係ノナイコトデアル、戰場ニ戰死ヲシマシタモノ、並ニ病死ヲシテ、斯ル事情ノ憫諒スベキモノ、酌量スベキモノニ對シテハ、取扱上手心テモナサレテ居テ、敢テ表面上法律規則ノ改正ヲセヌデモ、差支ナイト云フノデ改正ヲナサレヌノデアルカ、其點ヲ伺ヒタイ

○陸軍大臣(寺内正毅君) フレハ差ガアルノズ、戰鬪行爲ニ依リマシテ、戰場ニ燒レタ

モノガ第一トシテアル、ソレカラ病氣ニ戰場ア死ンダモノガ第一トシテアル、ソレカラ内地ニ居テ勤務シテ燒レタモノガ第二、斯ウ云フヤウニ等差ガ付ケテアリマス

○議長(杉田定一君) 議事日程第八、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

#### 第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 是ハ九名ノ委員、議長指名アランコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ九名ノ委員、議長指名ト云フ況ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認マスカラ、其通ニ決シマス――次ハ日程第九、關稅定率法改正法律案第一讀會

#### 第九 關稅定率法改正法律案(政府提出)

##### 關稅定率法

##### 關稅定率法

##### 第一讀會

第一條 外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ輸入稅ヲ課ス

第二條 従價稅ニ代フルニ從量稅ヲ以テスルヲ便宜トスル物品ニ付テハ六

簡月以上ノ平均價格ニ依リ換算シ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ從量稅率ハ物品ヲ細別シ又ハ風袋込ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三條 協定稅率ノ適用ヲ受ケサル地域ノ生產品ニ對シ必要アルトキハ勅

令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ協定稅率ヲ下ラサル範圍内ニ於テ稅率ヲ定ムルコトヲ得

第四條 本邦ノ船舶又ハ生產品ニ對シ他國ノ船舶又ハ生產品ヨリモ不利益

ナル取扱ヲ爲ス國ノ生產品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ有稅品ニハ本法ニ定メタル稅率ト同額以下ノ附加稅ヲ課シ無稅品ニハ從價五割以下ノ輸入稅ヲ賦課スルコトヲ得

第五條 外國ニ於テ輸出獎勵金ヲ受クル物品ニハ勅令ヲ以テ獎勵金ト同額ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

第六條 從價稅品ノ課稅價格ハ生產地若ハ仕入地ニ於ケル原價ニ荷造費運送費、保險料其ノ他輸入港ニ到着スル迄ノ諸費ヲ加ヘタルモノトス但シ

原價及諸費ニ疑アルトキハ物品ノ輸入港ニ於ケル價格ヨリ輸入稅ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス

第七條 左ノ物品ニハ輸入稅ヲ免ス

##### 一 御料品

二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首其ノ一族又ハ其ノ從者ニ屬スル自用品

三 陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈薬及爆發物

四 軍艦

五 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用品

六 本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

七 記錄文書其ノ他ノ書類

八 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ營造物ニ陳列スル標本

又ハ參考品トシテ輸入スル物品

慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈スル物品

#### 十一 政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

十二 商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

ルモノニシテ稅關カ適當ト認メタルモノニ限ル

在外軍隊及軍艦ヨリ送還セル物品

十五 個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十六 命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再輸入スルモノ

十七 本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ捕獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水產物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船舶又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

十八 外國航行ノ艦船ニ船用ノ爲開港内ニ於テ引渡ス物品

十九 難破シタル本邦船舶ノ解體材及鐵裝品

二十 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ

二十一 加工ノ爲輸入スル物品ニシテ勅令ヲ以テ指定シタルモノ

二十二 修繕ノ爲輸入スル物品

二十三 學術研究旅行者使用ノ爲輸入スル物品

二十四 試驗品トシテ輸入スルモノ

二十五 演劇其ノ他興行用ノ爲輸入スル物品

二十六 第九條 輸入原料品ヲ用井命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シ之ヲ外國ヘ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ得

二十七 第九條 詐偽又ハ不正ノ所爲ヲ以テ前項ノ拂戻金ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス

二十八 第十條 左ニ掲クル物品ハ輸入ヲ禁ス

二十九 第十一條 阿片及阿片吸煙具

三十 第十二條 偽造、變造又ハ模造シタル貨幣、銀行券及帝國政府發行ノ證券

三十一 第十二條 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品

三十二 第十二條 特許實用新案意匠、商標及著作權ヲ侵害スル物品

三十三 第十二條 法令ニ依リ輸入ヲ禁止セラレタル物品

三十四 第十二條 附則

一 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二 米及初輸入稅ヲ除クノ外非常特別稅法第二條及第三條中輸入稅

三 關スル規定並明治二十三年法律第八十五號及第八十六號ハ之ヲ廢止

別表

輸入稅表

名	第一類 植物及動物(生活力ヲ有スル 植物及苗根(栽植用ノミニ適スルモノ)
牛	綿羊及山羊
豚	家禽類
馬	魚介類
蜜蜂	其ノ他ノ動物
米及粉	第二類 穀物及種子
大麥	大豆
小麦	蠶豆
粟	綠豆
胡麻子	豌豆
菜子	胡麻子
棉子	葵胡麻子
其ノ他ノ穀物及種子	第三類 飲食物
蔬菜(砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯 藏シタルモノヲ除ク)	罐詰又ハ壺詰ノモノ
一 罐詰ノモノ	二 罐詰又ハ壺詰ノモノ
二 罐詰又ハ壺詰ノモノ	三 罐詰、罐詰又ハ壺詰ニ非サルモノ
一 罐詰、罐詰又ハ壺詰ノモノ	丙 其ノ他
二 罐詰、罐詰又ハ壺詰ニ非サルモノ	甲 生 乾

二七	茶	甲乙丙丁	生果乾果核子其ノ他
三一	咖啡	一	紅茶
三二	香味料	二	紅茶粉
三三	一 胡椒	三	其ノ他
三四	甲 種子	四	其ノ他
三五	乙 粉	五	其ノ他
三六	二 カリ一粉	六	オートミール
三七	三 マスターード	七	コーンミール
三八	四 麵粉及澱粉類	八	タピオカ及マニオカ
一 食酢	五 其ノ他	九	ヒスケツト(菓子製ニ非サルモノ)
甲 羊肉	十	マカロニー、パトミセリー其ノ他各種ノ	ヒスケツト(菓子製ニ非サルモノ)
乙 其ノ他	十一	果汁(砂糖ヲ加ヘサルモノ)	マカロニー、パトミセリー其ノ他各種ノ
二 罐詰餽詰又ハ壺詰ノモノ	十二	鳥獸肉及魚介類	ヒスケツト(菓子製ニ非サルモノ)
甲 鳥獸肉	十三	一 生鮮ナルモノ	ヒスケツト(菓子製ニ非サルモノ)
乙 魚介類	十四	二 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル純醋酸ノ重量十グラム以上一グラムヲ増ス每ニ一リートルニ付三錢ヲ加フ	ヒスケツト(菓子製ニ非サルモノ)

同同容每	從每	每同同容每同	每從同同同每	同從同同容每每	同從每同從每	從同同每
器百	百	器百	百	器百	百	百
共斤	價斤	共斤	斤價	斤	價共斤	斤價
三		二	三	四	二	四
四、三〇	九、七五	○、八、二、一、八〇	二、六、〇、〇	一、一、三、八、〇	割、三、〇	割、五、〇
七、三〇	割	〇、〇	〇、〇	四、四、四、四、四	一、八、〇、〇	二、〇、〇
				割、五、〇	割、五、〇	六、八、一、〇
				分、〇	分、〇	五、〇

甲	ハム及ベーコン
乙	咸肉
丙	鹽鯨尾肉
丁	鹹魚
戊	其ノ他
己	其ノ他
庚	人造バター
辛	チーズ
壬	肉越幾斯
癸	ベブトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン、インファンントフード其ノ他類似ノ滋養食料
十一	鳥卵(生鮮ナルモノ)
十二	礦水(曹達水其ノ他酒精ヲ含マサル諸飲料)
十三	一 半リートルヲ超エサル饅入ノモノ
十四	二 半リートルヲ超エタル饅入ノモノ
十五	其ノ他ノ食物
十六	第四類 砂糖及糖果類
十七	砂糖
十八	一 和蘭標本色相八號未滿ノモノ
十九	二 和蘭標本色相八號以上十五號未
二十	三 和蘭標本色相十五號以上二十號未
廿一	四 未滿ノモノ
廿二	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿三	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿四	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿五	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿六	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿七	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿八	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
廿九	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
三十	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅一	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅二	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅三	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅四	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅五	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅六	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅七	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅八	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
卅九	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四十	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四一	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四二	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四三	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四四	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四五	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四五	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四六	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四七	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四八	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
四九	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五〇	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五一	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五二	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五三	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五四	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五六	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
五七	和蘭標本色相二十號以上ノモノ
タフル	蔬菜及果實
砂糖	ジャム、フルートゼリー類
糖蜜	蜂蜜
冰砂糖	砂糖
蔓子	蜜







二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五六	二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	二七二	二七三	二七四	二其ノ他		
レース織縞窓掛地	別號ニ掲ケサル純綿布	亞麻純子	別號ニ掲ケサル亞麻布	大麻布	苧布及ラミー布	帆布	エラスチックカンヴァス	ゴンニーブ	竹布及鳳梨布	羅紗及セルヂス	一毛製ノモノ	甲 每方ヤード二百五十グラム ヲ超エサルモノ	乙 其ノ他	二毛綿製ノモノ	甲 每方ヤード二百五十グラム ヲ超エサルモノ	乙 其ノ他	二其ノ他	イタリアンクロース	旗布	毛純子	天鵝絨(毛製又ハ毛綿製ノモノ)	ローラークロース	毛フエルト地	別號ニ掲ケサル純毛布	絹縮緬	絹紋繡子	絹繡子	天鵝絨(絹製又ハ絹入ノモノ)	別號ニ掲ケサル純綿布	別號ニ掲ケサル交織布	絹入ノモノ	二其ノ他
別號ニ掲ケサル純綿布	亞麻純子	別號ニ掲ケサル亞麻布	大麻布	苧布及ラミー布	帆布	エラスチックカンヴァス	ゴンニーブ	竹布及鳳梨布	羅紗及セルヂス	一毛製ノモノ	甲 每方ヤード二百五十グラム ヲ超エサルモノ	乙 其ノ他	二毛綿製ノモノ	甲 每方ヤード二百五十グラム ヲ超エサルモノ	乙 其ノ他	二其ノ他	イタリアンクロース	旗布	毛純子	天鵝絨(毛製又ハ毛綿製ノモノ)	ローラークロース	毛フエルト地	別號ニ掲ケサル純毛布	絹縮緬	絹紋繡子	絹繡子	天鵝絨(絹製又ハ絹入ノモノ)	別號ニ掲ケサル純綿布	別號ニ掲ケサル交織布	絹入ノモノ	二其ノ他	
亞麻純子	別號ニ掲ケサル亞麻布	大麻布	苧布及ラミー布	帆布	エラスチックカンヴァス	ゴンニーブ	竹布及鳳梨布	羅紗及セルヂス	一毛製ノモノ	甲 每方ヤード二百五十グラム ヲ超エサルモノ	乙 其ノ他	二毛綿製ノモノ	甲 每方ヤード二百五十グラム ヲ超エサルモノ	乙 其ノ他	二其ノ他	イタリアンクロース	旗布	毛純子	天鵝絨(毛製又ハ毛綿製ノモノ)	ローラークロース	毛フエルト地	別號ニ掲ケサル純毛布	絹縮緬	絹紋繡子	絹繡子	天鵝絨(絹製又ハ絹入ノモノ)	別號ニ掲ケサル純綿布	別號ニ掲ケサル交織布	絹入ノモノ	二其ノ他		

同	同	同	同	內	每	同	同	從	每	從	同	同	同	從	同	同	從	每	從
裝	百																	百	價
共	斤	價	打	價	斤	價	打	價	斤	打	價	打	價	價	箇	價	箇	價	
一	四	四	四	五	四	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
○	八	七	六	五	二	五	○	二	八	四	三	四	四	四	四	五	三	三	
○	三	四	○	○	一	三	○	○	五	四	○	四	○	○	○	○	無	無	
○	七	○	○	○	割	割	割	割	○	○	○	○	○	割	割	割	割	九	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	稅	稅	稅	稅	九	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
一	二	一	一	○	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○	九	八	七	六	
○	○	○	○	○	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○	九	八	七	六	

四	アイボリーナット製モノ（模 造ノモノヲ含ム）
五	其ノ他
一	パックルス、フックス及アイス類
二	パックルス
三	シュー・アイレット
四	其ノ他
	身邊粧飾用細貨類
一	貴金屬又ハ貴石ヲ用ヰタルモノ
二	其ノ他
	粧飾料品（平紐、組紐、レース、總、ノット、 スター、金屬絲及金屬紐類）
一	金銀製絹製、金銀入又ハ絹入ノモノ
二	其ノ他
	其ノ他ノ衣服及附屬品
	絹製、羽毛製、毛皮製、絹入、金銀 入毛皮付ノモノ又ハ刺繡シタルモノ
二	其ノ他
	第十三類 紙、紙製品、書籍及繪畫
	印刷料紙
	筆記用紙
	圖畫用紙
	プロンシングベーバー
	滤紙
	製本用紙
	包裝用紙（燐寸用紙ヲ含ム）
	煙草用紙
	壁紙
	板紙
	模造日本紙
	模造羊皮紙
	其ノ他ノ紙類
	白紙帳簿及書式類
	書狀用紙（封筒付箱入ノモノ）
	寫真用鶲卵紙及感光紙
一	鶲卵紙
二	アルバム
	ブロマイドベーバー及プラチナ
	ムベーバー







四二三	鐵道馬車、電氣車其ノ他ノ輕便鐵道車及同部分品	三 パッファード
四二四	乘車、自動車及同部分品	四 スプリング
四二五	自轉車	五 其ノ他
四二六	自轉車部分品	一 タイヤー
四二七	荷車	
四二八	浚渫機械及同部分品	
四二九	汽船、帆船及舟艇	
四三〇	理學器、化學器、醫療器、製圖器、測量器其ノ他ノ學術器	
四三一	顯微鏡及同部分品	
四三二	眼鏡	
四三三	雙眼鏡	
四三四	望遠鏡	
四三五	鍼盤、時計及同部分品(航海用ノモノ)	
四三六	置時計及掛時計	
四三七	置時計及掛時計部分品	
四三八	一 機械 二 發條 三 銀纏條 四 其ノ他	
四三九	懷中時計	
四四〇	一 金側又白金側ノモノ 二 發條 三 銀發條 四 文字板 五 其ノ他	
四四一	寒暖計及晴雨計	
四四二	水量計、瓦斯計、壓力計、アンペーバメートル、ヴォルトメートル、其ノ他類似ノ計量器	
四四三	樂器、同部分品及同附屬品	

四六七	四四七	四四四	幻燈器及同部分品
四六六	四四六	四四五	寫真器及同部分品
骨炭	薪材	四四八	蓄音器及同部分品
木炭	薪材	四五九	繩衣機
其ノ他	其ノ他	四五〇	一 手動ノモノ
桐	甲 板	四五一	二 足動ノモノ
六	乙 丸材及角材	四五二	縫衣機部分品
五		四五三	潛水器及同部分品
		四五四	電信機電話機及同部分品
		四五五	汽罐
		四五六	蒸汽機關、瓦斯機關、石油機關、發電機其 ノ他ノ原動力機及同部分品
		四五七	金屬工機械木工機械及同部分品
		四五八	紡績機械製織機械及同部分品
		四五九	其ノ他ノ機械及同部分品
		四五〇	第十九類 雜品
		四六一	
		四六二	
		四六三	
		四六四	



內每同同	每從內每同同同同	從同同	每	同	同同同同同同同同同	同同	同同	同同	從同
裝百	百 裝百		百						
共斤	斤價共斤	價	斤						價
三〇、五、六、三〇〇〇	四二五三五 六四十 四二五 一割	三 三、九 五、九 割四	六 二四、七〇 割四二 割	五五五五五五四四 割 割割割割割割割割 割 割割 割割	四五 四五 四五 割 割割 割割	三 五一 割〇			

○荒川五郎君 質問がござります、唯今ノ米ノ輸入税ニアリマス、非常特別税ハ二箇年内ニ税法調査會ア改正ノ結果、廢セラル、モノアル(「無用々々」ト呼フ者アリ)無用テナ、サウスルト政府ハ此農業ニ保護ハ必要トセナイト云フ方針アルカ、此關稅法ノ大要ヲ見マスルノニ、原料品ト加工品トニ依ツテ、稅額ヲ分ケタヤウニ唯今ノ御説明がゴザイマシタガ、必シモ原料品ト加工品トデハナ、勿論贅澤品ナドニハ、六割ダノ五割ダノト云フ課稅ガアリマスが、中ニハ幻燈器械ダノ、體操器械ダノ、若クハ教育上、衛生上必要ナルモノデモ、

四割、五割ノ課稅ガアル、是等ハ加工品トカ贅澤品トカ云フノテハナクシテ、内國ノ工業ヲ保護シヤウト云フ目的デアラウカニ考ヘマス、然ルニ斯様ナモノニマデモ、高イ稅ヲ課シテ保護シテ居ル、此議案ノ上カラ見マスレバ、工業ヲバ保護スルト云フコトガ、見ラレルカノヤウニ考ヘマス、然ルニ今日最モ多數困難ヲ致シテ居ル、又最モ政府カラ一國家カラ目ヲ掛ケテヤラナケレバナラヌトコロノ農業——其米穀、ソレヲ此永久ノ法律ノ上ニ、無稅トシヤウト云フノハ、即チ此農業ニ付イテハ、自由貿易主義ヲ執ラウト云フ、政府ノ御方針テゴザイマスルカ、此大體ノ趣意ニ付イテハ答辯ヲ望ミマス

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 政府ハ農業ト雖モ、固ヨリ相當ナル保護ヲ加ヘルノ必要アリ、ト認ムルモノハ加ヘテ居ルノデゴザイマス、米ニ付キマシテハ、先刻モ申述ベマシク通、地租ノ問題ト關聯シテ居リマスルガ故ニ、ソレハ非常特別稅ノ中ニ存在シテ、此問題ハ地租ノ問題ト共ニ解決スルガ相當ナリト考ヘマス、而シテ非常特別稅ヲ廢シマストキニ、若シシヲ廢スルト云フ議論ガアレバ、是ハ廢止ニナリマス、又之ヲ繼續スル論ニナレバ、米ハ其儘繼續ニナリマス、詰リ此際關稅定率法法ニ於テ、此問題ヲ決定スル時機デナイト云フノデ、關稅定率法ノ中ニハ米ハ入レナカッタ申シタノデアリマス

○議長(杉田定一君) 日程第十一、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

第十

右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——日程第十一、醬油稅則中改正法

律案第一讀會ニ移リマス、朗讀ヲ省略致シマス  
 ○議長(杉田定一君) 恒松君ノ發議ノ如クニ十七名ノ委員議長指名ニ御異議アリマセヌカ  
 (「異議ナシ異議ナシ」  
 ○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——日程第十一、醬油稅則中改正法律案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十一 醬油稅則中改正法律案(政府提出)

第一讀會

醜油稅則中改正法律案

醜油稅則中左ノ通改正ス

第二條 醌油製造人ハ左ノ造石稅ヲ納ムヘシ

第一 醌油  
 一 醌油  
 二 潤  
 第十六條 削除

第二十條第二項中「第十四條第二項」ヲ削ル  
 第二十一條 第五條第六條ノ査定ヲ受ケサル者、第八條第九條ヲ犯シタル者又ハ逋稅ヲ謀ル爲帳簿ノ記載ヲ詐リタル者ハ三十圓以上三圓以下ノ罰

## 金ニ處ス

醬油製造人カ本法施行前ニ買受ケタル鹽ヲ以テ仕込ミタル醬油ニ關シテハ本法施行後ト雖舊稅率ニ依リ造石稅ヲ課ス  
 改正稅率ニ依リ造石稅ヲ課セラル醬油ニ付テハ非常特別稅法ニ依ル醬油稅ノ增徵ヲ爲サス

(大藏大臣法學博士阪谷芳郎君登壇)

○大藏大臣(法學博士阪谷芳郎君) 此醬油稅則ノ改正ハ、是ハ現在ノ法律ニ於キマシテハ、醬油ヲ造リマストキニ、鹽ヲ廉ク賣リマス、又普通ノ價ア賣リマス鹽ヲ使用シマス場合ハ、アトカラ直ブ引キマス、即チ醬油ノ原料ニ用井ル鹽ハ普通ヨリ廉クスルト云フコトニ、現行法ハ出來テ居リマスガ、實際施行致シテ見マスト、其手續ガナカク面倒デ、詰リ收稅官吏が始終醬油屋ニ立會シテ區別ヲ致シマスコトハ、煩些ノ手續キニナリマスノデ、所テ釀造家ノ方カラノ希望ハ、鹽ハ矢張高ク賣テ貰テ宜シイ、醬油ノ造石稅ノ方デ減ジテ貴フト同シヨコニナル、結果ガ同ジニナカッテ検査ヲ受ケル煩雜ヲ免レルト云フ希望ニアツテ、此等ニ付イテ十分審議ヲ盡シマシテ、即チ此稅則ノ改正ヲ提起致シマシタノデゴザイマス

○議長(杉田定一君) 日程第十二ニ移リマス、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉  
 ○議長(杉田定一君) 議長指名ノ九名ノ委員ニ願セマス  
 ○議長(杉田定一君) 議長指名ノ九名ノ委員ニ付託シタノデアリマス  
 ○議長(杉田定一君) 御異議アリマセヌカ  
 (「異議ナシ異議ナシ」  
 ○議長(杉田定一君) 恒松君動議ノ通り決シマス、次ハ日程第十三、鐵道國有法案ノ第一讀會ニ移リマス、議案ノ朗讀ヲ致シマス

第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉  
 ○議長(杉田定一君) 議長指名ノ九名ノ委員ニ願セマス  
 ○議長(杉田定一君) 議長指名ノ九名ノ委員ニ付託シタノデアリマス  
 ○議長(杉田定一君) 恒松君ノ動議ノ通り決シマス、次ハ日程第十三、鐵道國有法案ノ第一讀會ニ移リマス、議案ノ朗讀ヲ致シマス

第十三 鐵道國有法案(政府提出)  
 (書記朗讀)  
 鐵道國有法案

第一條 一般運送ノ用ニ供スル鐵道ハ總テ國ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鐵道ヘ此ノ限ニ在ラス  
 第二條 政府ハ明治三十九年ヨリ明治四十四年迄ノ間ニ於テ左ニ掲タル私設鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ

北海道鐵道株式會社  
 日本鐵道株式會社  
 岩越鐵道株式會社  
 北越鐵道株式會社  
 甲武鐵道株式會社  
 川越鐵道株式會社  
 總武鐵道株式會社

成田鐵道株式會社  
東武鐵道株式會社  
上武鐵道株式會社  
房總鐵道株式會社  
豆相鐵道株式會社  
水戸鐵道株式會社  
七尾鐵道株式會社  
中越鐵道株式會社  
豊川鐵道株式會社  
關西鐵道株式會社  
尾西鐵道株式會社  
近江鐵道株式會社  
參宮鐵道株式會社  
京都鐵道株式會社  
南海鐵道株式會社  
西成鐵道株式會社  
高野鐵道株式會社  
中國鐵道株式會社  
德島鐵道株式會社  
阪鶴鐵道株式會社  
山陽鐵道株式會社  
河南鐵道株式會社  
九州鐵道株式會社  
博多灣鐵道株式會社  
前項ニ掲ケタル私設鐵道株式會社ニシテ本法發布ノ日ニ於テ未タ運輸ヲ開始セサルモノモ亦前條ノ規定ニ準シテ之ヲ買收スルコトヲ得

第三條 前條ニ掲ケタル各鐵道買收ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス

第四條 政府ハ兼業ニ屬スルモノヲ除クノ外買收ノ日ニ於テ會社ノ現ニ有スル權利義務ヲ承繼ス

第五條 買收價額ハ左ニ掲タルモノトス

一 會社ノ株主ニ對スル權利義務、拂込株金ノ支出殘額並收益勘定、積立金勘定及雜勘定ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 貯藏物品ノ實費ヲ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シタル金額但シ借入金ヲ以テ購入シタルモノヲ除ク

前項第一號ニ於テ益金ト稱スルハ營業收入ヨリ營業費、賞與金及收益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生シタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合ト稱スルハ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六營業年度

二 倍ヲ謂フ  
第一倍ノ建設費合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ

第六條 借入金ハ建設費ニ使用シタルモノニ限り時價ニ依リ公債券面金額

二 換算シ買收價額ヨリ之ヲ控除ス  
會社カ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲サヌ又ハ鐵道建設規程ニ依リ期間内ニ改築若ハ改造ヲ爲サナル場合ニ於テハ其ノ補修、改築又ハ改造ニ要スル金額ハ前項ノ例ニ依リ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

第七條 資本勘定ニ屬スル支出ハ借入金ヲ以テシタルモノヲ除クノ外順次ニ建設費及貯藏物品ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第八條 會社カ明治三十八年前半期ノ營業年度末ニ於テ運輸開始後六營業年度ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ第五條第一項第一號ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ政府ハ其ノ建設費以内ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ第五條第一項第一號ノ金額ニ代フ

第二條第二項ノ規定ニ依リ買收ヲ爲ストキハ其ノ價額ハ建設費以内ニ於テ之ヲ協定ス

第九條 左ニ掲タル場合ニ於テハ政府ハ審查委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘシ

一 權利義務ノ承繼ニ關シ又ハ計算ニ關シ會社ニ於テ異議アルトキ

二 前條ノ場合ニ於テ協定調ハサルトキ

審查委員ノ決定ハ終局トス

審查委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 買收ノ執行ハ審查委員ノ審查中ト雖ニ之ヲ停止セス

第十一條 會社カ買收ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ解散ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スヘシ

第十二條 買收代價ハ買收ノ日ヨリ二箇年以内ニ於テ券面金額ニ依リ五分利付公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ之ヲ五十圓トス

第十三條 會社残餘財產ノ分配ハ前項公債證書ヲ以テス

第十四條 政府ハ買收ノ日ヨリ公債證書交付ノ日ニ至ル迄買收價額ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ヲ從前ノ決算期毎ニ會社ニ交付ス

前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第十五條 政府ハ鐵道買收ノ執行ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スル債務ノ整理ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ公債ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外整理公債條例ヲ適用ス

第十七條 第五條第一項第二號及第六條ニ規定シタル公債時價ニ買收期日前六箇月間ニ於ケル帝國五分利公債ノ平均相場ニ依ル

前項平均相場ハ日本銀行ノ證明ニ依リ政府之ヲ定ム

第十八條 買收ヲ受クヘキ會社カ兼業ヲ營ふ場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資產ヲ併セテ買收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル

第九條乃至第十六條ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

第二條ニ掲タル會社、明治三十九年二月一日以後ニ於ケル貯藏物品ノ購入、建設費ニ増加ヲ生スヘキ施設及債務ノ負擔ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケサルモノニ付テハ政府之ヲ承繼セス但シ政府ハ價額ヲ査定シテ之ヲ承繼スルコトヲ得

○議長（杉田定一君） 内閣總理大臣

（内閣總理大臣侯爵西園寺公望君登壇）

○内閣總理大臣（侯爵西園寺公望君） 諸君、此鐵道國有法案ニ付キマシテ、茲ニ聊カ諸君ノ清聽ヲ煩ハシマスガ、抑我國ノ鐵道ニ於ケル鐵道國有ノ主義ハ、諸君モ御承知ノ如ク、敢テ今日ニ始マタノデハゴザイマセヌ、維新ノ當初ニ於テ、新橋横濱間、及京都神戸間ノ鐵道ヲ起工致シマシタニ、端ヲ發イタノデゴザイマス、明治二十五年ニ鐵道敷設法ノ制定ガアリマシテ、全國重要ナル線路ノ豫定ガ出來タノデゴザイマス、而シテ鐵道公債ヲ以テ之ヲ經營スルノ大綱ヲ明示セラレタノデゴザイマス、然レドモ鐵道ノ普及ハ經濟上軍事上、一日モ猶豫ノナラヌ急務アツタニモ拘ハラス、當時財政ノ狀態ガ之が實行ヲ許サナカッタノアリマス、ソレガタメニ一部ヲ民業ニ委スルノ政策ヲ執タノデゴザイマス、ケレモ是ハ鐵道ノ速成ヲ圖ル權宜ノ措置ニ外ナラヌノデアリマシテ、所謂一時ノ便宜アツコトハ明ケアルト思ヒマス、故ニ民業ニ特許スルニ當ツテモ、皆行クノハ國有三歸セシムルノ條件ヲ保留シテ、其主義ヲ明カニシテゴザイマス、即チ明治二十七年八年戰爭後、大イニ官線ノ擴張ヲ計畫シマシテ、建設ニ改良ニ巨額ノ國費ヲ投ジタノモ、亦以テ官營主義ノ遂行ニ外ナラヌノデゴザイマス、又明治二十三年私設鐵道法ニ、民業買收ノ原則ヲ明示シタノモ同様テゴザイマシテ、我國ノ鐵道政策ハ、終始一貫シテ以テ今日ニ至タノデゴザイマス、（ヒヤクト呼フ者アリ）諸君、今ヤ戰後ノ畫策ヲ立ツルキニ當リマシテ、國富ノ充實ヲ圖リ、國力ノ發展ヲ期スルハ第一ノ要義ト考ヘマス、本大臣ハ曩ニ諸君ニ對シテ、大政ニ關スル所見ヲ陳述致シマスルトキニ、當リマシテ、產業ノ發達財政ノ鞏固ハ共ニ大ニ講究セザルベカラズト申シテ置イタノデゴザイマス、實ニ產業ノ盛衰消長ガ、運輸交通ノ如何ニアルト云フコトハ、論ヲ待タストコロデゴザイマス、然ルニ繰テ我國鐵道ノ現状ヲ見レバ、如何ノ有様アリマスルカ、官設ノ外ニ三十有餘ノ私設鐵道ガアテ、北海道カラ九州ニ至ルマテ僅々一千哩ニ足ラヌ主要ノ幹線ニ於テスラ、尙官私數箇ノ管理ニ分レテ居リマス、其他官私大小ノ鐵道ハ各、區畫ヲ定メテ、割據シテ居ル有様アツテ、其系絡相錯綜シテ統屬スルトコロガアリマセス、其冗費ヲ來シ、材料ノ共通ヲ観キ、遠距離直通運輸ノ便ヲ妨ケルガ如キ等、數ノ観易キモノアリマシテ、運送費ノ不廉ナルガ如キ、又運輸ヲ遲滯スルガ如キ、敢テ怪ムニ足ラヌノアリマスル、鐵道國有ハ即チ之ヲ政府ノ經營ニ統一シマシテ、一方ニ於テハ、運輸ノ疏通ト運搬力ノ増加トニ依テ、生産力ノ勃興ヲ誘導スルノアリマスル、又他方ニ於テハ設備整齊、營業費及貯藏品ノ節約ヲ計リマシテ、運送費ノ低廉ヲ期圖スルノアリマス、而シテ更ニ國家財政ノ方面ヨリ見マスレバ、鐵道國有法案参考ノ資トシテ、諸君ニ配付シテ置キマシタ諸表ニ現ハレテ居ル通テゴザイマス、四十餘年ノ後ノ勃興ニ資スルハ申スマズモナク、財政ノ鞏固ヲ圖ル良策ノ一アリマス、況ヤ軍事ニ關係シマシテモ、偉大ナル效益ノアルコトハ云フマデモナイコトデゴザイマス、要スルニ我國ノ鐵

道政策ノ本旨ヲ貫徹スルハ、戰後經營ノ急務アリマシテ、實ニ今日ヲ以テ逸スベカラザルノ好機ト考ヘテ居ルノテゴザイマス、韓國ニ於ケル鐵道ノ如キモ、私設鐵道、軍用鐵道竝ビ存シテ、其運用管理ニ於テ統一ヲ観キマスルノハ、韓國經營上甚ダ遺憾ノコトデゴザイマス、夫ノ京釜鐵道ノ如キハ、同國鐵道中重要ナルモノデゴ

ザイマシテ、一日モ此儘ニシテ置カレヌノデゴザイマス、因テ之ヲ國有ニ歸シテ、對韓政策ト支吾スルトコロナカラシムルハ又必要ノコト、考ヘマス、鐵道國有法案及京釜鐵道買收法案提出ノ理由ハ、略前述ノ如クテゴザイマス、尙其詳細ノ事ハ、主務大臣ヨリ説明致セマス、諸君、深ク國家得失ノアルトコロ御洞察ニ相成リマシテ、

○澤田寧君 質問ガアリマス——鐵道ヲ國有トスルコトハ原則トシテ居ル、ソレ故ニ年限ヲ付シテ以テ之ヲ許シテアル、是ハ一時ノ權宜ニアシテ經費ガ許サナイ、費途多端ノ折柄デアルカラシテ、已ムヲ得ズ、民間事業トシテ置イタノデアル、斯ウ云フ御趣旨ニ承ツタ、然ルニ此年限ノ盡キルヲ待タズシテ、サウシテ今之ヲ國有ニシナケレバナラナイト云フ理

由ハ何レニアルカ、甚ダ了解シ苦シム、何故ナラバ今日ヨリモ、尙經濟ノ裕ナル時代デアツテスラ、之ヲ政府ノ事業トシテヤルコトハ事情ガ許サナイ、其故ニ年限ヲ付シテ、民間ニ之ヲ敷設セラレタノデアル、今ハ戰爭ノタメニ多大ナル債務ヲ負擔シテ居ル、此場合ヲモ顧ミズシテ、今日ハ逸スベカラザル時機デアルト云フノハ、甚ダ了解シ得ナイ、ドウ云フトコロニ根據ガアルカ、第一ニ此事ヲ承リタイ、ソレカラ第二ニ二十五年ト云フ——日本鐵道ノ如キハ五十年ト聞及シ、其他ハ多クハ一十五年ガ營業年限デアルト聞及シテ居ル、今ヤ其年限ノ將ニ盡キントスル場合ニ當ツテ、此約束ヲモ顧ミズ、之ヲ買收セントスルノハ、即チ憲法第三ニ十七條ニ抵觸シハセスカ、或ハ私權ヲ蹂躪スルノデハナイカト云フ疑ガゴザイマス、尤モ但書ノ方ニ「公益ノ爲ニスル必要處分ハ法律ニ依ル」ト斯ウゴザイマス、或ハ公益ノタメニセラル、トノデアルト云フ趣意テアルカ、第三ニ若シ公益ノタメニスル處分デアルトスレバ、今マテハ民間ニ鐵道ヲ敷設セシメテ、公益ニ害ガナカッタ、今日以後ハ公益ニ害ガアルカラ法律ヲ設ケテ買收スルト云フノハ、如何ナル意味ニ基クノデアルカ、此ニ點ヲ承リタイ、承ツタ後ニ著々質問シタイ箇條ガアリマスガ、先ツ此ニ點ヲ承リタク考ヘマス

（遞信大臣山縣伊三郎君登壇）

○遞信大臣（山縣伊三郎君） 唯今ノ御尋ニ御答ヲシマス、御尋ノ點ハ、私設鐵道法

ニ二十五年ト規定シテアルカラ、此二十五年ヲ待タズシテ、今日之ヲ買收セネバナラスト云フ理由ハ、曩ニ總理大臣ノ御尋ハ斯ウ考ヘマスガ、其今日之ヲ買收セネバナラスト云フヨリ述ベラレタ通ノコトデアツテ、此殖產興業ノ發達ヲ圖リ、戰後ノ經營トシテ、今日是が最モ必要ナルモノデアル、此鐵道統一ニ依ラセレバ十分其發達ヲ圖ルコトが出來ヌト云ノボデアリマスカラ、今日之ヲ法律ヲ以テ買收スルト云フコトハ、別段差支ナイコトデアラウト考ヘテ居リマス、ソレカラ此第一ノ期限ニ達スルモノガ、一二年ノ中ニアラウ、是ハ前段御尋ニ對シテ御答シタモノヲ以テ御分リニナルコト、考ヘマス、此段御答ヲ致シ

○脇榮太郎君 私ハ些細ナル質問デアリマス、要領ヲ申シマスル以前ニ、チヨット附言致シテ置キマス、全體此法案ハ大シタル法案デアツテ、熟讀ヲ致シテシテ、審索ヲ致シマシテ、能ク利害ヲ考ヘマシテ、決議致シタイ考デアリマス、他ノ案ト雖モデスガ、況ヤ此案ハ別シテ大切ニ考ヘル、併ナガラ今日ノ日程ニ午後三時ト切シテアル如ク、辛ウシテ衆議院規則ニ籍シテ居ルヤウナ順序ニナシテ居ル場合デアル、幸ニ新

聞デ見ヘ致シマシタガ、新聞ニ書イテ居ルノハ或ハ間違ヒハセヌカト考ヘル詰リ……

○議長(杉田定一君) 質問ノ要領ヲ……

(質問カ討議カ) 又ハ「贅辯ト云ヘハ

〔贅辯ト呼フ者アリ〕

○脇榮太郎君 質問デス、ソレデ私ノ考ハ――贅辯ト云ヘハ

〔贅辯デアリマスガ、ソレニ〕

從ツテ置キマシテ、私ハ度ニ起立ヲ致シマセヌ、併シ贅辯ト仰シャレバ時間が貴重デアリ

マスカラ譲リマスガ、私ノ唯今申上ケタモ、成ルベク平素質問ヲ致サナイヤウニ熟視致シ

テ、自分デ書イタ位ニ分ルヤニシテ纏メタイト考ヘマス、然ルニ是ハ實ニ熟視致スベキ暇

ガ無カッタ、其故ニ茲ニ御尋ネスルノデアリマスガ、私ノ質問ノ要領ハ附則ニアリマスコトアリ

アリマスガ、「三十九年二月一日以後ニ云々」トアリマスガ、是ハ事柄ニ依リマスト、繼續致シテ居リマス、繼續致シテ居ルモノニ付イテハ、建設費ハ宜ウゴザイマス、貯藏物品ニ

至リマシテハ、繼續シテ約束シテ居ルモノデ、是等ハ無論二月一日以前ニ繼續致シテ決

定致シテ居ルモノデゴザイマス、テ本條ニハ關係ヲ致サヌコト、考ヘテ宜イノデアルカト云

フコト、ソレカラ一月一日以後ト申シマスルト、今日ハ二月六日ニアリマス、其間ニ執

行致シマシタコトハ、何時其認可ノ手續ヲ致シマスノデアリマスカ、ソレニハ但書ガアリマス「前項云々」ト云フコトモアリマス、前ニ申シマスル通ニ、見落シテ居ルカ存ジマセヌガ

〔〔分ラスト〕呼フ者アリ〕分ラス人ハ宜イ、政府ノ方デ分レバ宜イ、分ラス人ハ默ツテ聽イ

テ居レバ宜イ、政府ノ方デ分ラス人ハ默ツテ聽イ、余計ナコトヲ言フカラ長クナル、默ツテ居

ラシヤイ、ソレデ第九條ノ中ニ審査委員ノ規定「ト云フコトガアリマスガ、此二月一日以

後ニ運ビマシタコトハ、認可ヲ受ケル手續等ニ付イテ勅令ヲ以テ定メラレルト云フコトモア

リマセヌガ、ドウ云フ手續ヲスルカ、ソレダケ承リタリ

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○遞信大臣(山縣伊三郎君) 御答致シマス、附則ニアリマス「一月一日ヨリト云フノ

ハ、既ニ既往ニ屬シテ居リマスガ、認可ハ之ヲ實行スル場合ニ於テ與ヘルコトニ致シマス

○橋本久太郎君 質問ガアリマスガ、宜シウゴザイマスカ

(登壇云々ト呼フ者アリ)

(橋本久太郎君登壇)

○橋本久太郎君 簡單ナ質問デゴザイマスケレドモ、登壇ト云フコトテ登壇シマシタ、

此鐵道國有ニ付キマシテ、之ヲ買收スル價格並ニ其手續等ニ於テハ略條項ハ備ツテ

居ルヤウニ見受ケマス、又未ダ運輸ヲ開始セザル鐵道ニ於テモ、之ニ準ジテ買收スルト

云フコトモ掲ゲラレテ居リマス、が然ルニ或ハ茲ニ観如若クハ不備ナニカト感ゼラル、ト

コロノ事柄ガアル、ソレハ何デアルカト申シマスルト、即チ假免狀ヲ下附セラレテ而シテカ

ラニ測量ニ著手シ、殆ド測量ヲ終ヘテ居リマシテ、本免狀ヲ請求スルヤウニ運シテ居ル

モノモアル、又政府ニ於テモ本免狀ヲ下附スルヤウナ考ニモナツテ居ル隨分鐵道ガ澤山

アリマシテ、而シテソレ等ニ於テハ假免狀ヲ下附セラレテ以來、數多ノ測量費用ヲ要シ

テ、居ル――經費ヲ要シテ居リマセヌ、併ナガラソレニ對シテ政府ハ何等ノ買收スベキ條

項ガ是ニ見エテ居リマセヌ、ソレデ第一條ノ末項ニ於キマシテ、運輸ヲ開始セザル云々ト

云フコトニ付イテ、之ヲ買收スルコトヲ得ルト云フコトハ書イテゴザイマスケレドモ、未ダ買

收スベキモノハナノデアリマス、サリナガラ之ガタメニ、數多ノ經費ヲ要シ、測量費用ヲ

要シテ居ルモノハ、國家トシテ其儘ニ所謂切捨テルト云フコトハ出來マイト思ヒマスガ、

之ニ對シテ政府ハドウ云フ處分ヲセラレマスカ、明カニ明答ヲ得テ置キタイト思ヒマス

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○遞信大臣(山縣伊三郎君) 唯今橋本君ノ御尋デアリマスガ、未ダ會社ノ成立ツテ

居ラヌモノハ、此中ニ包含シテ居リマセヌ

○橋本久太郎君 會社ハ成立ツテ居ラヌデモ、既ニ假免狀ヲ下附シテ、サウシテソレニ相當ノ經費ヲ要シテ居ルト云フコトハ、遞信省モ認メテ居ラルトト、私ハ信ズルカ、ソレ等ニ對シテ國家ハ捨テ、顧ミスト云フノハ、或ハ醉テハナイカト思ヒ、又不當ノ處分アリ

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○議長(杉田定一君) 質問ガアリマス

(菊池武德君 登壇)

○菊池武德君 質問ナラバ登壇ナサイ

(菊池武德君登壇)

○菊池武德君 登壇シテ質問スル程ノコトデモアリマセヌガ、唯今ノ總理大臣ノ御演

說ノ中ニ、鐵道國有ハ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル道デアルト云フコトヲ、最後ニ仰シ

ヤツタノデアル、是ハ其意味ハ私ニハ誠ニ明瞭ニナリマセヌガ、大臣ノ趣意ハ產業ヲ發展シ

テ、國力ヲ涵養スル、間接ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ御趣意アルカ、又ハ直接

ニ鐵道ヲ官有ニシテ、ソレヲ抵當ニシテ公債ヲ募集スルト云フヤウナ、財政上ノ運用ノ途

ニ供スルト云フノデアルカ、若クハ一者併セテ行フノ便宜ナル途デアルト云フノデアルカ、ソ

コノトコロヲ明カニシテ置キタイノガ第一點、ソレカラモウ一ツ此鐵道法案ニ據テ買收

セラルルトコロノモノハ、分ラス居ルガ、此中ニハ未成線モ澤山アル、此未成線ヲハイ建

築ニ取掛チテ、サウンシテ其建築ノ財源ハドコカラ持テ來ルノデアルカ、矢張是ト同ジャウ

ニ鐵道公債ヲ起スノデアルカ、若クハ敷設法ノ中ニ葬テシマウノデアルカ、其邊ノ未成

線ニ對スル處置ヲ一應伺クテ置キタイト思フノデアル

(内閣總理大臣侯爵西園寺公望君登壇)

○總理大臣(侯爵西園寺公望君) 今ノ菊池君ノ御質問ニ答ヘマス、財政ヲ鞏固ニ

スルト云フコトハ、即チ第一問ノ間接ニ鞏固ニスルト云フコトデゴザイマス、又新タニ此四

十四年ノ後ハ總テ是ニ對スル公債ヲ爲シ遂ケルノデアリマスカラ、是ニ關スル財政モ鞏

固ニナルト云フコトデゴザイマス、其他ノ御質問ハ主務大臣ヲシテ御答ヲ致サセマス

(遞信大臣山縣伊三郎君登壇)

○遞信大臣(山縣伊三郎君) 唯今未成線ニ付イテノ御尋デアリマシタガ、是ハワソ

ゾレ計畫ヲ立テ、更ニ其相當ノ時期ニ出ス積リデアリマス、(菊池武德君)マダ未定

デスカ」ト呼フマダ未定デアリマス

○議長(杉田定一君) 日程第十四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リ

マス

第十四 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○長谷場純孝君 此問題ハ大變關係ノ大ナル問題デアリマスカラ、四十五名ノ委員

ヲ議長指名テ選舉サレントコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ發議ニ依リ、四十五名ノ委員、議長指名ト云フ

コトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十五、京釜鐵道買收法案

第一讀會ヲ開キマス、議案ノ朗讀

## 京釜鐵道買收法案

第一條 政府ハ本法ニ規定ニ依リ明治二十九年ニ於テ京釜鐵道株式會社所

屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ

買收ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス

第二條 政府ハ買收ノ日ニ於テ會社ノ現ニ有スル權利義務ヲ承繼ス但シ會

社ノ株主ニ對スル權利義務ヲ收益勘定、積立金勘定及雜勘定ニ屬スルモ

ノハ此ノ限ニ在ラス

第三條 買收價額ハ左ニ掲タルモノトス

一 挪込株金ノ六分ニ相當スル金額ヲ二十倍シタル金額

二 京仁線ニ於ケル明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六營

業年度間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケ

ル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額

諸勘定ヨリ生シタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合ト稱ス

前項第二號ニ於テ益金ト稱スルハ營業收入ヨリ營業費及收益勘定以外ノ

建設費合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂

フ

第四條 會社ニ於テ填補スヘキ社債發行ノ差損金ハ會社ノ負擔トス

第五條 左ニ掲タル金額ハ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シ買收價額ヨリ

之ヲ控除ス

一 京仁線ヘ繰替使用シタル金額

二 京仁線ノ債務ニシテ政府ヘ返還スヘキ金額

前項第二號ノ金額ハ買收ノ日ヲ以テ年五分ノ單利利引法ニ依リテ之ヲ算

定ス

第六條 會社カ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲ササル場合ニ於テハ其ノ補修ニ

要スル金額ハ前條第一項ノ例ニ依リ買收價額ヨリ之ヲ控除ス

第七條 權利義務ノ承繼ニ關シ又ハ計算ニ關シ會社ニ於テ異議アルトキハ

政府ハ審查委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘシ

審查委員ノ決定ハ終局トス

審查委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 買收ノ執行ハ審查委員ノ審査中ト雖之ヲ停止セス

第九條 會社カ買收ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ解散ノ登記ヲ登

記所ニ嘱託スヘシ

第十條 買收代價ハ買收ノ日ヨリ二箇年以内ニ於テ券面金額ニ依リ五分利

付公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ之ヲ五十圓トス

會社殘餘財產ノ分配ハ前項公債證書ヲ以テス

第十一條 政府ハ買收ノ日ヨリ公債證書交付ノ日ニ至ル迄買收價額ニ對シ一

箇年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ヲ從前ノ決算期毎ニ會社ニ交付スヘシ

前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第十二條 政府ハ買收ノ執行ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行ス

第十三條 政府ハ前條ニ依リ發行シタル公債及第二條ニ依リ承繼シタル債

務ノ整理ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ  
以テ之ヲ定ム

第十四條 前二條ノ公債ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外

整理公債條例ヲ適用ス

第十五條 第五條ニ規定シタル公債時價ハ買收期日前六箇月間ニ於ケル帝

國五分利公債ノ平均相場ニ依ル

前項平均相場ハ日本銀行ノ證明ニ依リ政府之ヲ定ム

〔朗讀ヲ略スベシ朗讀ヲ略スベシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) フレデハ朗讀ヲ省略シマス——別ニ説明がナイヤウデアリマス

テ、次ノ日程ニ移リマス、第十六、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

○長谷場純孝君 是ハ鐵道國有ノ特別委員四十五名ニ付託サレンコトヲ希望致シ

マス

〔賛成ヤト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 長谷場君ノ發議ノ通、前鐵道國有ノ委員ニ付託スルト云フ

コトニ付イテ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイモノト認メマス、日程第十七、郡制廢止法律案

第一讀會、朗讀ヲ省略致シマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 郡制廢止法律案(政府提出)

第一讀會

## 第十七 郡制廢止法律案(政府提出)

郡制ハ之ヲ廢止ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

法律ノ規定中郡參事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ特ニ規定ヲ要スルモノ其ノ他郡制ノ廢止ニ伴ヒ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

從來郡及郡組合ニ屬スル財產、營造物、事業及權利義務ノ處分ハ關係アル府

縣參事會ノ意見ヲ徵シ内務大臣之ヲ定ム

(内務大臣原敬君登壇)

○内務大臣(原敬君) 郡制廢止法律案ニ付イテ、簡単ニ理由ヲ説明致シテ置キマス、是ハ屢々此議場ニモ現ハレタ問題ニアリマスカラ、サマノノ説明ヲ費サズシテ、諸君が御了解デアラウト思ヒマスガ、政府ノ見ル所デハ、此郡自治體ノ階級ヲ除キマシテ、行政ノ組織ヲイグラカ簡便ニ致サウト考ヘルノト、又はニ依テ起ルトコロノ費用ヲ削減致シタ考ヘマスルニ過ぎヌアリマス、願クハ相當ニ御審査ノ上可決セラレントヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 日程第十八、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

第十八 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ移リマス

○恵松隆慶君 是ハ二十七名ノ委員ヲ、議長指名アランコトヲ望ミマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 恵松君ノ發議ノ通、二十七名ノ委員議長指名ニ御異議ハゴ



長指名アランコトヲ望ミマス

○關直彦君 委員ニ附託スルニハ、及ビマセス、明々白タルモノニアリマスカラ、直ニ否決セテレシコトナリヨマス

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ委員附託説ガ先決問題ニアリマスカラ、其方ヲ先ニ決ヲ採リマス、恒松君ノ九名ノ委員ヲ議長ノ指名ニスルト云フ、是ニ御同意ノ御方ノ起立ヲ願ヒマス

起立者

多數

○議長(杉田定一君) 多數ニアリマス、日程第二十一、蠶病豫防法中改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

## 第二十一 蠶病豫防法中改正法律案

蠶病豫防法中改正法律案

第十八條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ國庫ハ其ノ半額以内ヲ補助スルコトヲ得

第十九條削除  
附則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(演名信平君登壇)

○演名信平君 本案提出ノ大意ヲ提出者ニ代テ申述ベマス、蠶病豫防法中改正法律案ト云フモノハ、豫テ御手許ニ迴ニテ居リマス、是ハ昨年一月カ發布セラマシタ

法律テ、其第十八條ニ但書ヲ加フルコトハ、御手許ノ案ニアリマスル通、國庫ハ其半額以内ヲ補助スルコトヲ得ルト、ソレカラ第十九條ハ削除スルト云フ案アゴザイマス、此

大要ヲ聊カ述ベヤウト思ヒマスガ、抑、此豫防法ニナリマスル前ニハ、蠶種検査法ト云

ブモノガゴザイマシテ、蠶病ノ豫防法ニ付キマシテハ、隨分當局者モ注意セフレ、旁、十分ナル手續ハ盡シテアッタノデゴザイマスガ、尙蠶病ノ上ニハ諸種ノ病毒ヲ生ズル結果ト致シマシテ、蠶病豫防法案ト云フ完全ナル法律案アリマス、其法律ニ付

キマシテハ、固ヨリ此病毒ヲ豫防スルニ十分ナル効績ヲ委シテ居ルコトアゴザイマスガ、倘此費用ノ一點ニ至リマシテ、甚ダ僅カノコトアゴザイマスケレドモ、是ヲ實地ニ施行スル

ニ當ダテ、甚ダ此事業ニ妨ラスル恐レガアルコトデ、抑、此蠶種ノ製造ノ高等ヲ調ベマス

レバ、僅カニ全國デ五百万枚位ノコトニ聞イテ居リマス、デゴザイマスカラ概算、是ヲ代價ニ積リマスレバ、五六十萬圓ノ價格ヲ有スルコトアゴザイマスカラ、ケレドモ此蠶種ガ元ト

ナクテ、即チ此日本ノ貿易上ニ占メテ居ルトコロノ、武器トナシテ居ル蠶絲ノ輸出ノ金高、

茲ニ内地ニ以テ使用スルトコロノ、消費、高等ヲ調ベマスルト、殆ド一億六七千万圓ノ生

産力ヲ持テ居ル位ノ結果ニナシテ居リマスデゴザイマスカラ、其蠶種ノ製造ト云フコトニ付イテハ、餘程注意シテヤラナケレバナラヌ、所ニ持ナテ參リマシテ、豫防ノ點ニ付イテハ、

検査法ヨリモ此豫防法ノ力カ宜シウゴザイマスケレドモ、既ニ此豫防法ノタメニ、國庫ノ

補助ト云フモノヲ削除セラレテ居リマスメニ、是ニ付イテハ、幾多ノ地方ニ困難ヲ來シテ居ルノデアリマス、即チ此豫防法ニ付キマシテ、地方ニ向ヒマシテ、全然地方ノ支出

ト致シマシタメニ、國庫ノ保護ト云フコトハ一ツモナインデ、地方ノ狀況ヲ見マスレバ、即チ懸念ニ於キマシテハ其結果ト致シマシテ、或ハ手數料ヲ取り、或ハ又地方ニ依リマ

シテハ、手數料ヲ徵收シナシ所モアルト云フヤウナコトアゴザイマシテ、手數料ヲ取ラレタ

結果ハ、蠶種製造者ニ幾多ノ苦痛ヲ感ゼシメル、苦痛ヲ感ゼシメルカラシテ、自然ト此

製造ニ付キマシテモ、粗造ノ恐レガアルト云フヤウナ結果ニナシテ參リマス、是が甚々小問題ニシテ、其實大問題デゴザイマシテニ、從前検査法ノ時代ニゴザイマシ通、此第十八條ノ但書ニハ、即チ國庫ハ其半額以内ヲ補助スルコトヲ得ルト云フヤウナ明文ヲ加ヘマシテ、即チ此検査手數料ト云フモノハ、全然全廢致スコトニ致シタイト云フノガ、本案提出ノ趣旨アゴザイマス、願クハ此案ニ付キマシテハ、尙特別委員會ニ於テ十分ナル説明ヲ致シマスルガ、ドウカ一ツ此案ニ付イテ、御賛成ヲ得ア特別委員ノ手ニ付イテ、十分ナル説明ヲ致シマスルガ、ドウカ一ツ此案ニ付イテ、御賛成ヲ得ア特別委員ノ手ニ付イテ、十

分ニ當局者ト尙研究ヲシテ見タイト思ヒマスカラ、御賛成ヲ願ヒマス

○恒松隆慶君 本案ハ九名ノ委員、議長指名アランコトヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 本案ハ九名ノ委員、議長指名アランコトヲ願ヒマス

マセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、第二十一、裁判所構成法中改正法律案第一讀會、議案朗讀

マセヌカ

## 第二十一 裁判所構成法中改正法律案(加瀬禪逸君登壇)

(書記朗讀)

裁判所構成法中改正法律案

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第六十五條第二項ヲ削ル  
附則

此ノ法律施行前ノ帝國大學法科卒業生ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ九十日以内

ニ試補ヲ命セラル、コトヲ得

(加瀬禪逸君登壇)

○加瀬禪逸君 諸君、私ハ此裁判所構成法改正法律案提出者一人ト致シマシテ、

此提出ノ趣意ヲ辯明致サウト思フ、實ヘ是ハ或ハ諸君中、殊ニ反對セラル、方ガア

ルカモ知レセヌノデ、十分ニ私ノ理由ト云フモノヲ申述ベヤウト思ヒマシタガ、最早時間

モ四時ニ垂ントスル場合テゴザイマスカラ、極メラ簡単ニ申述ベヤウト思フ、私ガ改正ヲ

致シタイト云フ箇條ハ、唯今書記ヨリ朗讀ニナリマシタ通ニ、現行法ノ第六十五條ノ第

二項ヲ削除スルト云フコトデ、其要ハ帝國大學ノ法科卒業生ニ、無試験ニテ司法官試

補ニ採用スルノ規定ヲ廢シテ貴ヒトイ、此私ガ特權ヲ廢止スト云フコトヲ、諸君ト共ニ

議定シタイト云フコトハ、何モ此法科大學ノ卒業生ニ對シマシテ、私ガ恩怨ノ關係ヲ持テ居ルモノモ何モナ、唯司法部ニ成ルベク良材ヲ入レタイト云フ、即チ人材登用ノ

上ニテ、極メテ俊才ヲ選出シタイト云フノガ、私ノ趣意ゴザイマス、無論現行法ノ第

五十七條ニ據リマスレバ、司法官トナル即チ判事、檢事トナルニ付キマシテハ、二回ノ競

争試験ヲ受ケルコトが規定セラレテアル、其中ニ唯取除ケニナシテ居リマスノハ、三年以

上法科大學ノ教授ヲナセラ方、又三年以上辯護士ノ業ニ居ラレタモノガ、無試験ニ

テ本官ニナル、裁判官ニナルノデアル、其次ニ於キマシテ、今ノ私ガ削除ヲ求メタイト云

ノハ、第六十五條ノ一項即チ法科大學卒業生ガ、無試験ニテ試補ニ其儘ニナレルト云フコトニナシテ居ルノアリマス、勿論三年以上法科大學ノ教授ヲナサル、ト云フ御

方ハ、兎ニ角國家最高ノ學校ニ於キマシテ、一定ノ期間教鞭ヲ執ラレテ居ルノアリマスカラ、先づ學理ノ蘊奥ヲ極メタモノト見テ差支ナカラウト思フ、又三年以上辯護士ヲヤルニハ、其初メニ當リマシテ、矢張司法官ト同一ノ試験ヲ履ンテ來タ者デ、而モ實務ノ種

々ナル機關ニ當リマシタル以上ハ、實際ニ於キマシテ、所謂社會ノ風浪ニ漂ウテ、酸モ甘イモ承知ノ上テ出來テ居リマスカラハ、ソレハ同一ノ理由ガアツラウト思フ、此理由ハ長クナルカラ、此無論差支ハアリマスマイガ、獨り大學ノ卒業生ニアルカラト云ジテ、唯之ヲ學校ヲ飛出シテ、直グ高等官ト云フ而モ司法權ヲ取扱ハシメル裁判官ニスルト云フコトハ、私ハ實ニ慎マナケレバナラヌコトデアルト思フノアル、勿論現行法ガ是ヲ制定シタル當時ノ趣意ヲ見マシタナラバ、免モ角モ或ハツノ理由ガアツラウト思フ、此理由ハ長クナルカラ、此處テハ申シマセヌ、ソレハ大學ノ卒業生ハ、私立學校ノ卒業生ヨリモ、其實力ニ於テ優シテ居ルデアラウト云フ立法者ノ豫斷、是ガ當時ハ餘り法律上ノ知識アルトコロノ、裁判官ニ芝シカツタガ故ニ、大學ヲ卒業シタ云フ、所謂新知識ヲ修養サレタルトコロノ、卒業生ヲ司法部ニ迎ヘタイト云フ、一ツノ希望カラ所謂政策上ノ必要カラ出タモノト思ヒマスガ、私ハ時勢ノ進運ニ連レマシテ、此一ツノモノハ深ク心配スルニ及ハナイノミナラズ、寧ロ第一ニ述ベマシタル實力豫断ト云フコトハ、事實ニ於テ破レテ居リハセヌカト思フ、此點ニ於キマシテハ、第二回ノ司法官ノ試験ニ於ケル、成績ヲ他日諸君が調べタナラハ、思ヒ半バニ過グルモノガアツテ、直ニ大學卒業生ハ、私立學校卒業生即チ四大學出身者ヨリモ、力ニ於テ優ルト云フ断案ハ此點ニ於テ崩シ得ヤウト思フ、是ハ私ハ委員會ニ於テ申シマスルガ、免モ角モ此場合サウニ云フ數字ノ言葉テ申セバ、諸君ノ御叱リヲ蒙ムルカモ知レナイカラ私ハ除キマス、除キマスガ、免ニ角實力ガ優シテ居ルト云フ豫断ハ、崩レテ居ルト云フコトハ、此學術進歩ノ程度ニ於テ、著々事實ガ證明シテ居ルノテ、此點ニ於キマシテハ、私ハ當時立法者が豫期シタモノフ、其儘維持スル必要ハナカラウト思フ、殊ニ新知識ヲ迎ヘル第一段ノ政策上ノ必要モ、是ハ其當時ニアツテハアリマシタラウガ、

今日ニ於テハ、其必要ハナイ、即ナ此試験ニ於テ志願ヲスル者ガ、年々需用ノ人員ニ數十倍シテ居ルノテゴザリマスレバ、是ノ如ク多數ノ受験者ノアルトキハ、其中ヨリ最モ良ヲ選ブ方ガ私ハ宜カラウト思フ、唯今ノ如ク是ノ如ク志願者ガ、所要ノ人員ニ數倍シテ居ルニ拘フベ、尙帝國大學ノ卒業生ハ無試験デ、ドンく御入リナサイト云フ事柄ハ、結果ニ於テ私立學校生以下ノ力、即チ無能ノ者ガ司法部ニ往クヤウニナリハシナイカト云フコトヲ疑フ、此點ニ深ク述ベマセヌガ、此高等文官ノ任用ナサレ方ハ如何デサイマセウ、此點ニ於テハ無論四大學ノ出身者モ、大學ノ出身者モ、分タレテ居ラス、均シク同等ニ競争試験ヲ受ケサセル、其優等ナル者ヲ茲ニ摘抜スルノデアリマスカラ、免ニモ角ニモ、一ノ高等官ニ於テハ、試験ヲ受ケテ人材ヲ茲ニ得ルト云フノニ、同シ高等官デアル司法官ニ向ク、此選拔ノ方法ヲ執ラスト云フノハ如何デアラウカ、私ハ何レニシマシテモ一ノ國家ノ要職ニ就クモノデゴザイマスレバ、固ヨリモット有名ナル否ナ、才能ノ勝レ居ル者ヲ用ユルコトハ、當然デアルト思フ、殊ニ司法權ノ保障ニ至リマシテハ、私が申述べルマテモナク、天皇陛下ノ御名ニ於テ畏クモ裁判權ヲ行フトコロノ者デ、其日常職トスルモノハ、一トシテ吾ノ権利義務ニ關係シナイモノハナク、實ニ生殺與奪ノ權、一手ニ是ヲ收ムルトコロノ司法官ニアリマスルカラ、是等ノモノハ寧ロ他ノ行政ノ高等官ヨリモ、有數ナル人才ヲ選バケレバナラスト云フコトニアラウト思フ、是ガ私が本案ヲ提出シテ所以デアリマス、辯護士法ニ付キマシテハ、矢張此裁判所構成法ノ改正案ノ成立サハ、頗ル遺憾トスルトコロデアル、今後財政ノ都合ニ依シテ、三十九年度ニ計上スルコトヲ得ナカツタノリモ、有數ナル人才ヲ選バケレバナラスト云フコトニアラウト思フ、是ガ私が本案ヲ提出シテ同等ノ試験ヲ受ケルノガ至當ト思ヒマシテ、此案ヲ提出致シマシタ

○恒松隆慶君 〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 日程第二十三、辯護士法中改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

### 第二十三 辯護士法中改正法律案(加瀬禧逸君外四 第一讀會)

辯護士法中改正法律案(名提出)

現在ノ「帝國大學法律科卒業生、舊東京大學法學部卒業生、司法省舊法學校正則部卒業生ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ辯護士名簿ニ登録ヲ請フトキハ試験ヲ要セシテ辯護士タルコトヲ得

○恒松隆慶君 是ハ前ノ委員ニ付託セラレントコトヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 本案ハ前ノ委員ニ付託シテ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス

○恒松隆慶君 〔二十四、二十五ハ一括シテ問題トセラレントコトヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 第二十四、二十五ハ併キテ報告ヲセラレマスヤウニ

### 第二十四 治水ニ關スル建議案(佐々木正藏君外)(委員長報告)

〔十三名提出〕

○恒松隆慶君 〔二十四、二十五ハ一括シテ議題トセラレントコトヲ願ヒマス

(一括異議ナシ)ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 〔二十四、二十五ハ併キテ報告ヲセラレマスヤウニ

### (植場平君登壇)

○植場平君 治水ニ關スル建議案及利根川高水工事急施ニ關スル建議案、併セテ

委員會ノ經過ヲ御報告申上ダマス、此報告ニ付キマシテ極メテ緻密ニ申上ケマスルト、頗

ル長イノアリマスガ甚ダ簡単ニ最モ短ク申上ケマスカラ、暫ク御辛抱ヲ願ヒマス、委員

會ニ於キマシテハ、イロく丁寧親切ニ調査ヲシマシタガ、尤モ其議論ノナイ問題デ、是

ハ第二期讀會以來凡ソ其會ニ出テザルナシト云フヤウナ問題デゴザリマシタノデ、委員ハ

最モ慎重ニ調査ヲシタ結果、是ヲ決スルト云フコトニテアリマシタガ、政府委員ノ出席ヲ請ウ

テ、政府ノ意向ヲ尋ネマスルト、政府ニ於テハ委員ヨリ以上ノ希望ヲ持シテ居ルト云フ

答辯デアツク、併ナガラ財政ノ都合ニ依シテ、三十九年度ニ計上スルコトヲ得ナカツタノ

ハ、頗ル遺憾トスルトコロデアル、今後財政ノ都合ニ付ク限りハ、一日モ早ク案ヲ立て、

諸君ノ協賛ヲ仰グトニスルダラウト云フ、意味ノ答辯デアリマシタ、而シテ其決議ニ至

リマシテ、此一案共ニ可決スルヤ否ヤト云フニ付イテ、異論ガアツタノデアリマス、之ヲ

辯護士ト云ヒ、共ニ司法權ノ下ニ動クノテ、其職掌ニ於テ高下ガナイカラ、裁判官ト

同等ノ試験ヲ受ケルノガ至當ト思ヒマシテ、此案ヲ提出致シマシタ

○恒松隆慶君 〔本案ハ九名ノ委員、議長指名ニ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通、九名ノ委員議長指名ニ御異議ハアリマセス

又カ

全ク達スル譯アリカツタノデ、是ハ形式ノ上ニ於テ否決スルガ宜カラウト云フコトニナツタノデゴ

ザイマス、故ニ治水ニ關スル建議案ハ、満場一致テ可決ヲ致シマシテ、本日ノ日程ノ第二十五、即チ利根川ニ關スル第二期ノ急施ヲ望ムト云フ方ノ建議案ハ、否決ニナリマシタノアリマス、此段御報告ヲ申上ゲマス。

(吉植庄一郎君登壇)

○吉植庄一郎君　此案ニ對スル委員長ノ報告ヲ全部賛成致シマス、賛成ヲ致シマスルニ付イテ、先刻委員長カラ此案ノ委員會ノ經過ニ付イテ、詳細ニ言フトキニハ諸君ヲ倦マスル故ニ、簡單ニ申スト申シマシタガ、イツモ建議案ナルモノハ、十分意思ヲ表明スルコトが出來ヌヤウデ、イツモ御迴シナルノアリマス、既ニ倦怠致シタル議場ニ向テ、是ヲ言ハナケレバナラヌ、ソレ故ニ建議案ナルモノハ、多ク重キヲ議場ニモ置カレズ、又政府ニ於テモ、常ニ此建議案ニ重キヲ置カヌノアリマス、ソレデ誠ニ此建議案委員會ニ於テ、大藏省所管政府委員ノ答辯ナルモノヲ段々玩味致シテ見マスルト云フト、此建議ヲ可決スルニ於テハ、十分ニ強イ意味ヲ以テ建議ヲシテ置カナケレバナラヌ、之がタメニ私ハ此本案賛成ノ理由ヲ、出來得ルダケ簡單ニ申上ゲタイト思ヒマス、大藏省政府委員ハ此委員會ニ於ケル、某議員ノ質問ニ答ヘテ言ヘルノニハ、戰時狀態ノ今ハ繼續ト看做スベキ、三十九年度ノ豫算アルカラシテ、治水費トシテ追加豫算ヲ提出スルコトハ困難ニアリ、財源ハ到底應ズルコトが出來ナイ故ニ、趣旨ハ賛成アルケレドモ、直ニ實行スルコトガムアカシイ云々、更ニ又或議員ノ質問又ハ希望ニ對シテ、セメテ定額トシテ先年來極メテ居ツタコロノ、三百万圓若クハ四百万圓ト云フ定額ヲ、極メテ欲シト云フ御希望ニ對シテハ、イロハ滑脱ナル言葉ラ以テ、脱ケテ居ツタノアリマシタガ、段々追詰シテ結果定額トシテ、治水費ヲ定ムルト云フコトダケハ、大藏省モ保證致シマスルガ、三百万圓内外ニ定メルトカ、三百万圓以上トカ、三百万圓以下トカ、今日ニ於テ直チニ計畫スルコトハ困難アル、唯定額ヲ定ムル意思ヲ持ツテ居ル云々、斯ク答ヘテアル、是ガデス、ドウシテモ茲ニ本員ガ一言シテ置カナケレバナナイ理由アルノアリマス、斯ク答ヘテアル、是ガデス、ヲ提出致シマスルトキニ、私ハ極簡短ナル大體論ヲ諸君ニ申上ゲテ置クコトヲ御記憶アラウト思フ、日本ノ天然ノ地勢ト及雨ノ非常ニ多イト云フコトハ、此一ツハ世界ノ大陸的諸國ニ於テハ、見ルコトノ出來ナイ水害ヲ持ツテ居ルト云フ、特殊ノ事柄アルノアリ、諸君過日本案ニ於ケレドモ、此日本ニ於ケル水害ト云フ問題ハ、左様ナル損害人ノ分ル問題デハナインアリマス、是ハ十分國トシテハ此國ヲ保存スル上ニ於テ、研究メニハ特別ナル設計、特別ナル試験、特別ナル計畫ト云フモノヲ十分ニシナケレバナラナイ

居レバ、斯様ナル不親切ナル豫算アルベキ筈ハナインアリマス、此全體ガデス、先刻荻野君カラシテ大藏省ノ政府委員ニ向テ、質問ヲナサレタコトガゴザイマス、羽ニ重ノ問題付イテ質問ヲ致シマシタケレドモ、由來此各省ニ於テ要求スルトコロノ豫算ニ對シテ、既ニ本年ノ豫算ノ如キハ、本院ニ於テ満場ニモ拘ハラズシテ、各省ノ豫算ヲ通覽致シテ見マスルト、農商務省ノ所管ニ於キマシテハ、前年度ヨリ増スコト八十八万圓、臨時部ニ於テ三百三十萬圓、又遞信省ニ於キマシテハ、經常費ガ百十五万圓、臨時部ニ於テ一千五百万圓增シテ居リマスル、是等ノ増加ト云フモノヲ仔細ニ考ヘテ見マスルト云フト、決シテ是ハ水害ノ如キ一日モ捨置クコトノ出來ナイ、一年ノ四千万圓アリ、損ヲシテ居ル仕事ノ如ク急ナルモノハ、此中ニハナインアリマス、是ガ即チ大藏省ガ由來各省ノ豫算ニ對シテハ、常ニ刀筆的ノ頭ヲ以テ、刀筆ノ役人ノ頭ヲ以テ、サウシテ此豫算ノ大體ト云フモノ、上ニ於テハ「經世」的ノ眼識ト此生産業ヲ發達セシムル所以ノ緩急ト云フモノ、上ニ付イテ、深ク思ラ致サムル證據アルノアリマス、此事柄ハ勿論獨り大藏省が此責ヲ負フバカリデナ、内閣が責ヲ負フバカリマセウ、内閣ニ於テ各省ノ平均ヲ取シテ、サウシテ按排フルニハ相違アリマセケレドモ、併シ内閣ノ會議ニ於テ、左様ナル些末ナ事マテハ問題アルマイト思フ、要スルニ大藏省ニ於キマシテ、此按排ヲ重ンズルノアリマスルが故、此按排ガ果シテ正シキヲ得ルヤ否ヤ、各省平均ヲ得ルヤ否ヤ、内閣ニ於テ各省事業ノ緩急順序ト云フモノガ、果シテ此經費ト平均ヲ得ルヤ否ヤト云フコトハ、非常ニ是ハ考ヘナケレバナラヌ問題アリマス、斯様ニ一年ニ四千万圓以上ノ損害、十年ニ二倍半ヲ増ストコロノ此水害ニ對シテ、僅カニ三百万圓ト云フガ如キモノハ、固ヨリ是ハ彌縫ノ彌縫、萬已ムコ得ザル要求アルノアリマス、吾々ガ此案ヲ提出致シマシテ、三百万圓ヲ要求スル所以ノモノハ、最モ切詰メタル最モ我慢ノ出來ナイ、程度ノ低イモノヲ以テ要求シテ居ルニモ拘ハラズ、是ラモ極メテ冷淡ニ考ヘテ、定額ヲ極メル位ノコトハシテモ宜ケレドモ、金ガ足ラヌト云フ、單純ナ左様ナ頭ヲ以テ居ル當局者ニ、此治水ト云フコトヲ纏め、萬已ムコ得ザル要求アルノアリマス、吾々ガ此案ヲ提出致シマシテ、三百万圓ヲ要求スル所以ノモノハ、最モ切詰メタル最モ我慢ノ出來ナイ、程度ノ低イモノヲ以テ要將來御任セスルノハ實ニ危險アル、デ此羽ニ重ノ大問題ノ如キ、實ニ日本ノ生産業ニ大關係ヲ有スル大問題ニ對シテモ、一收稅官吏が單ニ自分ノ法律見解ノタメニ、國ニ非常ノ損害ヲ與ヘルコトヲ考ヘナイト同ジコトデ、大藏省ノ當局者ナルモノハ、國ノ生産事業ニ大關係ヲ有スル問題ヲモ、單ニ死シダ數字ヲ擲ヘテ、唯是ハ何割減ラス、金ガ足ラヌト云フヤウナ冷淡ナル頭デ、最モ生產ニ關係ノアルトコロノ、治水ノ事業ヲ見ルガ如キニ至テハ、甚ダ前途ニ於テ氣遣ハシイコトアリマス、此點ニ於テ深ク政府當局者ハ御考ノ上、例ヘバ本年度ニ於テ、豫算ノ提出が出來ナケレハ、ソレヲ強テ言フノアハナイ、次ノ議會ニ於テモ、能ク各省ノ平均ヲ失ハナイヤウ、此仕事ニ對シテニ三百万圓ヤ四百万圓ノ經常費ト云フ、御考デハ、大間違アル、成ルベク多額ノ經費ヲ出シテ、十分ノ安心ラ國民ニ與ヘテ、生産業ヲ發達セシメルヤウニ、御計畫ニナルノガ相當ト思ヒマス、是ダケノ事ヲ茲ニ加ヘテ、本案ヲ賛成シテ置キマス。

(採決々々ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採決致シマス、委員長ノ報告通ニ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、本案ハ可決セラレマシタ――日程第二十五利根川高水工事急施ニ關スル建議案

## 第二十五 利根川高水工事急施ニ關スル建議案 (吉植庄一郎君外六名提出)

(委員長報告) (委員長報告)

○議長(杉田定一君) 委員長報告通ニト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) (異議ナシ異議ナント呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、本案ハ否決セラレマシタ――日程第二十六、高等染織専門學校増設ニ關スル建議案

## 第二十六 高等染織専門學校増設ニ關スル建議案 (登君外六名提出)

(高等染織専門學校増設ニ關スル建議案) (長晴)

内外ニ對スル機業ノ發達ヲ計ラムカ爲速ニ高等染織専門學校ヲ増設セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(瀬下秀夫君登壇)

○瀬下秀夫君 本員ヨリ高等染織學校増設ノ件ニ關スル建議案三付イテ、提上右ノ人ト致シマシテ、本員ヨリ簡單ニ大體ノ説明ヲ致シマス、戰後ノ經營ト致シマシテ、最モ想ヲ潛ムベキモノハ、即チ國ノ力ノ充實ヲ期スルニアリト考ヘマス、而シテ國力ノ充實ヲ圖ルニハ、最モ輸出物ノ獎勵發達ニ侍タナケレバナラヌコト、考ヘマス、而シテ輸出物中最モ急要ナルモノハ、即チ絹織物ノ發達獎勵ニ俟タナケレバナラヌコト、考ヘマス、此輸出織物ニ關スル獎勵發達ヲ期スルノ根源ハ、即チ是等ノ知識才能ヲ研究練習致スヨリ急ナルコトハナイト考ヘマス、因ツテ此建議案ヲ提出致シマシテ、而シテ此戰後ノ大經營ニ伴フ國力ノ發達ヲ圖ルノ基礎ヲ設ケラレントコトヲ切望致スノゴザイマス、尙詳シコトハ委員會ニ於テ説明致シマスカラ、此案ハ是ダケニ説明ヲ止メマスルノゴザイマス、願ダハ滿堂ノ御賛同ヲ得テ、速ニ可決セラレントコトヲ希望致シマス

○恒松隆慶君 本案ハ九名ノ委員、議長指名ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナント呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第二十七、取引所賠償責任準備積立金ニ關スル建議案ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

## 第二十七 取引所賠償責任準備積立金ニ關スル建議案(森茂生君外三名提出)

(取引所賠償責任準備積立金ニ關スル建議案)

政府ハ明治三十五年勅令第百五十八號ヲ以テ取引所ノ資本金、積立金等ニ

關スル規定ノ一部ヲ改正シ株式會社組織ノ取引所ニ對シテ賠償責任準備金ヲ積立シヘキノ規定ヲ設ケタルモ其ノ必要ナキヲ認ムルヲ以テ速ニ之ヲ廢止セラレムコトヲ望ム

右建議ス  
(森茂生君登壇)

○森茂生君 諸君、本員が茲ニ取引所賠償責任準備積立金ニ關スル建議案ヲ提出致シマシタニ付キマシテハ、簡單ニ其理由ヲ聊カ説明シヤウト思ヒマス、抑、政府が明治三十一年勅令第百五十八號ヲ以テ、改正追加ヲ公布致シマシタ取引所ニ關スル勅令ト云フノハ、當時世上ノ一問題トナリマシテ、取引所ノ資本金ノ制限、賠償責任準備金ノ積立、有價證券限月短縮等ニ關スル、所謂取引所征伐案テコサイマシタ、世論ノ沸騰ノ結果ハ、農商務大臣ノ位地ヲ危クシ、桂内閣ノ運命ニモ其影響ヲ及ボヤウニナリマシタ次第ニアリマス、テ當時ノ政府ハ非常ニ狼狽ヲ致サレテ、忽ニ彌縫的手段ヲ講セラレテ、當業者ト一種ノ内約ヲ結シテ、其場ヲ濁ラシ、間モナク農商務大臣ノ辭職トナシテ、限月短縮ノ復舊トナシテ、徒ラニ世上ノ物笑セトナシコトハ、諸君モ御承知ノ通アリマスガ、其資本ノ制限、賠償責任準備金積立、等ハ依然トシテ存在シテ居ルノデアリマス、今ヤ世運ノ進歩ト共ニ、百事發展ノ期ニ際シ、取引所ノ如キ漸次其資本ヲ増加シテ、時勢ノ變遷ニ應ゼントシテ居ルノデアリマス、現ニ東京株式取引所ハ、資本金ヲ増加ヲ云フ評議モアルト云フヤウナ場合ニアリマスカラ、取引所ノ資本金ヲ十万圓以上ト制限シテ、其制限ヲ此際ニ解クノ必要ハナイノアリマス、從テ資本金ノ制限ニ付イテハ、別段異存ハナノアリマスガ、取引所ノ基礎鞏固トナシテ來タ今日、尙賠償責任準備積立金ノ規定ヲ、其儘ニ存續スルト云フコトニ付イテハ、大イニ反対ノ意見ア表セネバナラスト思フノデアリマス、察スルニ當時ノ政府ガ、取引所ニ對シテ賠償責任準備積立金ノ規定ヲ設ケマシタノハ、其内實ハ免ニ角、表面ニハノ商事會社ト異ナリマシテ、其資本金ヲ運轉利用ヲ致シマシテ、利殖ヲ圖ルモノハナイノアリマス、資本金其者ハ會社ノ資本デアルト同時ニ、賠償責任準備金タル性質ヲ有シテ居ル、其上ニ株式組織ノ取引所ハ、商法ノ規定ニ據リマシテ、既ニ一定ノ準備積立金ヲナシテ居ルノデアリマス、且又仲買人ヨリハ保證金ヲ徵收シテ、サウンテ其賣買取引ニ關シテハ、規定ノ證據金ヲモ納メテ、豫メ損害ヲ防止シテ居ルノニ加ヘテ、萬一不穩ノ状況ガアリマスレバ、賣買停止ノ權能ヲ握シテ居ルノデアリマスカ故ニ、是以上更ニ賠償責任準備金ノ積立ヲ強ルガ如キハ、實ニ無用ノ心配ニ遇ギザルノゴザイマス、若シモ斯クマデモシナケレバ、取引所ノ安全が保タレナイト云フナラバ、政府ハ寧ロ初メ設ケラレタルモノナラバ、政府ハ何故ニ收利ノ多寡ヲ論ズルノデアルカ、賠償責任準備金ハ利益高ニ依リテ、差異ノアルモノナインノ、一割以上配當スル場合ニ於テハ、此積立ヲナシム、一割以下ニ對シテハ、之ヲ免除シテ居ルト云フコトハ、明ニ其理由ノ支吾シテ居ルコトが分ルノデアル、要スルニ賠償責任準備金積立ガ、眞ニ取引所ノ安全ヲ圖撃策ノニ過ギズシテ、徒ラニ苛重ノ積立金ヲ強ル無用ノ規定アルガ故ニ、政府ニ於テハ一日モ速ニ、是ヲ廢セラレントコトヲ望ム所以アリマス、滿場ノ諸君御協賛アランコトヲ希望致シマス

○恒松隆慶君 九名ノ委員、議長指名ニ御異議ハナイト認メマス

(異議ナント呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 恒松君ノ發議九名ノ委員、議長指名ト云フコトニ御異議ハナ

○恒松隆慶君 日程二十八、二十九ハ一括シテ議題ニ供シタ、最早出席議員ノ如何モ考ヘナケレバナラヌカラ、ドウカ提出者ノ説明ハ略シテ、直チニ各案ニ付イテ、議長指名九名ノ委員ニ附託スルコトノ動議ヲ提出シマス

〔賛成々々フ聲起ル〕

○議長(杉田定一君) 二十八、二十九ハ一括シテ議題トシテ、御異議ハアリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第二十八、二十九ヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

〔賛成々々フ聲起ル〕

## 第二十八 日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案(早速整爾君外)

(五名提出)

日韓兩國ノ關稅ニ關スル建議案  
日韓兩國通商ノ利便ヲ圖リテ經濟上ノ一大發展ヲ策スルハ刻下ノ急務タリ  
而シテ又韓國指導ノ任務ヲ完クスルニ於テ缺クヘカラサルノ要道トス  
兩國ノ通商ハ年次大ニ増進セルヲ見ルト雖其ノ間關稅制度ノ存スルアリテ  
經濟共通ノ一大障壁ヲ築キ通商ノ不便妙ナカラス從テ韓國經營ノ途ヲ妨ク  
ルコト大ナリ  
政府ハ相當ノ施設ヲ爲シ在來ノ關稅制度ヲ撤廢シ依リテ以テ經濟上ノ一大  
發展ヲ策セムコトヲ望ム  
右建議ス

## 第二十九 日清銀行設立ニ關スル建議案(根津嘉一郎君外)

(二名提出)

日清銀行設立ニ關スル建議案

日清兩國カ政治上經濟上至大ノ關係ヲ有スルコトハ辯ヲ要セス而シテ此ノ  
關係ハ今次ノ戰役以後特ニ一層密接ヲ加ヘタリ此ノ時當リ日清共同ノ金融  
機關ヲ設ケテ彼我資本ノ共通ヲ圖ルハ時機三於テ極メテ適當ナルノミナラス相  
互ノ利源ヲ開發レ一般商工業ノ發達ニ最緊要トス加フルニ資本ノ共通ハ利  
害ノ共通トナリ利害ノ共通ハ更ニ兩者ノ經濟的關係ヲ密接ナラシメ其ノ結  
果ハ延テ之ヲ政治的關係ニ及ホシ兩々相待ツテ愈彼我ノ國利民福ヲ増進スヘ  
キハ固ヨリ疑ヲ容レス此ニ於テカ露獨英ノ諸國ハ夙ニ此ノ點ニ著眼シテ或  
ハ露清銀行ト云ヒ或ハ露亞銀行ト云ヒ或ハ香上銀行ト云ヒ何レモ皆清國內  
ニ於ケル各種事業經營ノ爲ニ相當ノ機關ヲ有セサルナシ故ヲ以テ我政府モ  
亦之カ設立ノ急務ヲ認メ現ニ去ル三十年日清銀行法案ヲ第十七回議會ニ  
提出シタリ然ルニ不幸ニシテ同期議會ハ間モナク解散ノ爲ニ其ノ成立ヲ見  
ルニ至ラス爾後日露間ノ風雲漸ク急ナルモノアリ次テ開戦ニ至リレヲ以テ  
國家多事ノ爲再ヒ之カ提出ヲ見サルハ甚遺憾ノ至ニシテ今日清國ノ資本ヲ  
吸收シテ我カ内國ノ事業ニ資シ或ハ清國內ニ於ケル各種事業ノ爲ニ特殊ノ  
金融機關ヲ設クリノ必要ハ殆ト喫々ト要セサル所寧ロ其ノ時機既ニ後レタ  
ルノ感ナクムハアラス今ヤ平和ノ克復ト共ニ兩國內ニ於ケル各種ノ事業勃  
興セムトスルノ時一日ヲ緩フスレハ一日ノ不利アリ政府ハ速ニ當期議會ニ  
右建議ス

○恒松隆慶君 各案ニ付イテ九名ノ委員、議長指名トセラレンコトヲ望ミマス  
○議長(杉田定一君) 恒松君ノ發讀、長指名議九名ノ委員ニ附託スルコトニシテ御  
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

(書記朗讀)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス——報告ガアリマス  
一議員ヨリ提出セラレタル建議案左ノ如シ

### 催眠術取締ニ關スル建議案

(提出者 安藤新太郎君)

### 四幹線鐵道敷設ニ關スル建議案

(提出者 佐竹作太郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 内藤利八君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 丹後直平君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 齊藤良輔君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 大繩久雄君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 美福龍彦君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 板東勘五郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 關野善次郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 小河源一君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 藤石川金作君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 向坂弘君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 佐竹作太郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 藤金作君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 田中定吉君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 木下謙次郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 岩坂元英俊君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 川眞田徳三郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 木下謙次郎君)

### 鐵道線路調査費ニ關スル建議案

(提出者 田中正和君)

